

工H6D-27

87-36



重刊

前志

全

故渡邊重春著  
男渡邊重兒校

渡邊重兒



欽英書屋藏版



豊前志序

皇學所の講官にて、つかへし渡邊重石丸ぬしは、しばらく、おのれも同局にありければ、朝夕にいと親しくものしけり。一日此の國志の稿本をたづさへ來て、こは我が家兄重春が著はし、書なり、遠からず板にもおぼすべければ、そふべき一くだりをと請ひ給へるに、負氣なけれど、やがて、その書の林に立ち入りて見るに、いはね木根草のかき葉まで書きそへえらび定めて、みちの葉さいうしみなし給へる、そのまめ心のあこ、さやかに見えて、たれしの人もたよりつく、たのみつべきをおむかしみ思ひけるほど、おのれ、ごみに、故郷に歸るべき事出來て、しばしの暇、賜はりて下りつくやがて病に犯され、素より老の坂こぬし身なれば、再び、上りものすべくもあらず、ほいなくも、致仕の願ひ申すに及べりしを、こたび、彼の二人のぬし達より、ねも



でろに、消息ありて、猶、彼のはしがきの事を、さらに、求めおこさ  
れしは、いさく、かたじけなき物から、別に、いふべきふしも無  
ければ、とりあへず、悦びの心をよみて、おくりける。

豊前志序

あられたまる御代のしるしと新はりの  
ひろ田にのこす鳥のあごかな  
明治二年仲秋  
八田知紀

豊前志序

豊前志序

わが國の地志のたぐひは、ふるきも新しきも、その數はすくな  
からぬご、大かたは、なほ、かたなりにして、全く足れりとは云ひ  
がたし、近き年ごろとなりて、やゝ、精しきものあらはれ來たる  
も、その國の數はいさ、すくなく、また、すべての國の上を、あつめ  
ても、ものしたるは、さるかたに便はよきも、古今の事のさまを、つ  
ばらに、知らむとし、また、物學びのために、見合はせむとするに  
は、飽かぬご多し。はた、地志のみは、學の博き力もてするも、居  
ながらの考にては、思の外に、たがふふし有るならひなれば、學  
の力も有るその國人にして、年月を重ね、その所々をも、みづか  
ら、たづねありきつゝ、ものせるにあらでは、たのみがたきを、さ  
る人の出來ざる國々はいかにともせんすべなきがごとし、渡  
邊重春ぬしがものせしこの豊前志は、年ごろあまたの書をあ



つめよみ考へ、また、そのどころくをも、さぐり尋ねつゝ、十年  
あまりのいたづきもて、なりたるものなれば、げに、あかぬ限な  
き書になむ。その子重兄が、こたび、すり巻こして、世にあらはさ  
むこて、おのれに序を書きそへよこし、いひおこせたるは、その曾  
祖父が鈴屋の門に遊べる因こ、むかし戀しき心さへ動きて、こ  
と足らぬ旅のやごりのかりそめの机にむかひつゝ、ものたら  
ぬやうなるこの一言を。

明治三十二年四月のはじめに、

本居 豊 穎 するす。

豊 前 志 序

豊前志の序文

豊前志の序文

豊前志の序文

國郡鄉村の合離變遷は、其の土地人民の榮枯と、行政事務の消  
長とによりて、勢の止む事能はざるものなれども、その配合分  
割の數を重ぬるに従ひ、古實舊跡等の廢れ行くこそ、甚、歎はし  
く、甚、惜しき事なりけれ。まして、建國以來年代の久しき、時に或  
は、天災地妖兵燹等ありて、漸次に、舊記文書の類減滅して、徴す  
べきもの、少きに至れるをや。これ、地誌編纂の必要を感ずる所  
以なり。茲に、渡邊重兄ぬし、同じ心に之を憂ひ、亡父渡邊重春翁  
の、はやくものし置かれたる豊前志を訂正刊行し、尋ぎて、豊後  
風土記をも校訂して、世に出さむとせらるゝは、甚、悦ばしき事  
なりけり。かくて、予も重春翁とは、年來水魚の交ありしを以て、  
今回、本書の序文をなむ乞はれける。さて、本書の稿成れりしは、  
明治以前の事なる故に、編次の體裁などに至りては、なほしも、



飽かぬ所なきにあらざめれど、日本紀古事記を始め、數百部の書を引用し、舊社古寺、又は諸家所藏の文書にも、徴證せられたれば、事實の正確なる事は、彼の國の誌に關する書中、これに勝らむはあらざるべくこそ。そもく、かゝる書のおひつぎて、諸國より出でむには、わが全國中の起原沿革等、一堂の中に知り得られぬべしと、未頼もしく覺ゆるまゝに、平素の歎きも、打忘れてかくなむ。

豊前志序

明治三十二年四月、  
井上頼國

豊前志の序文

豊前志序

豊前志序

余嘗聞豊前人渡邊重春先生、好古之士也、博聞強記、最有氣識、常欽慕之、後見其嗣子重兄氏於東都、亦年少穎敏、乃知其肖父翁、既而相別者數年、歲時音問、懇々不忘舊誼、余又悅其不類今子弟輩也、頃日致書告將刊其父翁所編豊前地志十卷、問序干余、余固欽先生學識、以終天不得相見爲憾焉、則今日之請、豈可固辭也乎、夫豊前之爲地、神武天皇東征所經、在西海要衝、與長防二國對峙、環爲巨灣、吞吐海潮、航路直達紀攝、都會則有小倉中津、神祠則有菟狹英彦、英雄割據、如大内義弘、黑田義隆、細川忠興、名著天下、地腴而兵勇、民俗淳茂、具有遺風、今以先生學識而編此志、是不獨益於考古、而兼有補於政治也、可知矣、至博引旁通、考據精確、則固不俟余言也、乃爲書一言而爲序、又嘉其嗣子久而不忘舊也耳、

明治三十二年三月

前大學教授從六位内藤耻叟序



御細簡捧讀仕候、如仰暖候の時候に御座候處、揃はせられ、彌御  
安全被成御座、其後追々暑氣相催候へ共、倍御壯健之御事と重  
疊奉恭賀候、扱先般御國産の海苔御惠被下、早速亡父靈前へも  
相備へ、下拙等追々拜味可仕候、且私方一同無異罷在候、  
御著編の御國志先般御遣はし被下、折柄繁多には罷在候へご  
も、一通拜見仕候處、誠に御探索被爲御座候、御議論確乎不拔に  
候、種々御奇説實に感伏仕候、元來不知案内の事に候へごも、眼  
前跋涉も仕候如くにて、甚以辱大慶仕候、殊に比賣大神の御説  
も、亡父在世に候は、承伏も可致候と残念に御座候、  
扱愚存是非にも相認め候様被仰付、迎も思召に應ずべき事も  
無之候へ共、拜讀仕候趣、何とか可申上候へば、右御國志暫時恩  
借奉希候、

平田鐵胤翁書翰寫

御細簡捧讀仕候、如仰暖候の時候に御座候處、揃はせられ、彌御  
安全被成御座、其後追々暑氣相催候へ共、倍御壯健之御事と重  
疊奉恭賀候、扱先般御國産の海苔御惠被下、早速亡父靈前へも  
相備へ、下拙等追々拜味可仕候、且私方一同無異罷在候、  
御著編の御國志先般御遣はし被下、折柄繁多には罷在候へご  
も、一通拜見仕候處、誠に御探索被爲御座候、御議論確乎不拔に  
候、種々御奇説實に感伏仕候、元來不知案内の事に候へごも、眼  
前跋涉も仕候如くにて、甚以辱大慶仕候、殊に比賣大神の御説  
も、亡父在世に候は、承伏も可致候と残念に御座候、  
扱愚存是非にも相認め候様被仰付、迎も思召に應ずべき事も  
無之候へ共、拜讀仕候趣、何とか可申上候へば、右御國志暫時恩  
借奉希候、



猶委曲拜復可仕候處、私事老衰故か腕痛にて執筆兎角不自由に候へば、旁失禮仕候、尙逐日暑氣相増可申、折角御自愛御精勤奉希候、餘は後便に譲り申候、

五月十六日、

平田大角

渡邊上野介様

亡父重春、平田篤胤大人の學徳を慕ひて、大人の門に入りしが、豊前志の稿成りし時、大人既に世におはさずありしを以て、其の息胤胤翁の賜覽を辱うし、序文をも記し賜はらむの筈なりしを、やがて、翁身まかられ、重春亦、去にし二十三年さいふに、ゆくりなくも、黄泉の人となりて、翁のはしがきも、遂に見るを得ずなりぬ。此の書翰は、比賣大神に關しての、翁の考の一端をも窺はれ、いと、ゆかしきに本書の初に、掲ぐることをなしつ。  
重兄謹みて識す。

豊前志を出版するに就きて

豊前志を出版するに就きて

郷土に於ける歴史地志の、いかに、必要なるかは、改めて言ふを要せざるべし。亡父重春は、やく思ふところありて、郷國の地志をも、のせばや、學の暇に古文書、舊記どもをかき集め、又、親しく國內を踏みありきて、實地に尋ね、山川郡郷よりはじめて、名勝舊蹟社寺古城趾等の由來經歷を、條を、逐うて編録せられしもの、即、本書なりけり。も、稿本にして、なほ、大に増補修正すべき處も多かりしが、其の後、父も公事ども、兎角繁かりし、ま、別に筆をも加へず、箱の底に藏め置かれしを、いつしか、寫本ながら、世上に流布して、既に人々の著作の中、にさへ、本書の文句を引用せるなど有りて、い、本意無ければ、こたび、人々の勧めに従ひて、聊、校訂を加へ、急に摺卷となして、世に公にすること、なしつ。



かくて、つくぐと思へば、史海は渺茫として際涯なく、史料は、  
 げに、濱の眞砂のかぞへ盡しがたければ、一々之れを調べもて  
 行かむは、容易のことに非ず。まして、本書は父が年若き頃、しか  
 も、藩政時代の萬づの事いごとく、便あしき時にしも、起稿せる  
 ものなれば、中には、遺漏脱落せる事柄もまた、少からじ。殊に本  
 書は地志なるからに、所謂歴史に關する方面の事柄、即、政治、戰  
 闘、工藝、美術、風俗、文學等は、殆省きて記載しあらず、されば、當國  
 の國史に就きては、別に篤學の士が奮つて、完備なる著作を出  
 されむことを望み、又、負氣なけれど、己も、いそしみ勵みて、更に  
 詳密なる地志を撰びて、亡き父が遺志を繼述するところあら  
 むを期せむとす。

本書の中、まゝ、己が拙き心に任せて、原稿を或は削り、或は書き  
 加へもしたる處有り。そは、一々其の由を記さず、中には「重兄云、

しかぐ』と記し置きつる處もあり。其も、事繁き折柄、匆卒に筆  
 を執りたれば、なかくに、蛇足を加へつる誹は、免れ難くやあ  
 らむ。

こたび、本書を出版するに際して、贊助の勞を執られし人々、い  
 と、多かる中に、最力を添へられたるは、井上頼罔先生在東京なり。  
 ここに、附録豊後風土記の如きは、ほごとく、同先生の校訂本に  
 據りたるものなり。又、學友田邊勝哉君千葉縣、鳴脚秀克君京都府は、  
 終始助力せられ、地方にては、渡邊完君宇佐郡、尤、厚意を盡され、多  
 くの舊記をさへ、参考の用にと貸與せられたり。今、其の書目を  
 擧ぐれば、

宇佐郡諸家古文書十卷。佐田古文書一卷。兩豊記八卷。豊陽志一卷。西州軍談二卷。中  
 津興廢記一卷。宇佐宮大鏡一卷。豊前應永殿亂記一卷。元暦文治之記一卷。宇佐宮勅  
 使日記二卷。宇佐神宮雜記一卷。時枝騷動記一卷。宇佐郡郷莊名字拔萃書一卷。宇佐  
 氏系圖一卷。大神姓系譜一卷。木内氏系譜一卷。古社調査書一卷等。



又井上翁は、別れ、太宰管内志八十二冊近高山右著、等、數部の秘書を、余に示されたり。いづれも、貴重なる書にして、裨益を蒙りしところ、尠からず。一言記して、諸君の厚意を深謝す。

明治三十二年八月、東京駿河臺のかりのやごりにて、

渡邊重兄識す。

凡例

一我が豊前の事書たる書等は、事跡考、今昔説を始め、引書目録に出せる如く、是彼あなる物から、甚じき非説而已多かるを、其一々に引出て論はむは、甚々煩しき所爲なれば置きて、言はず。然れども、事の因に引れて、止事を得ず、論へるもあり。如斯て其確説ごもは取出て、事跡考に云、今昔説に云、とやうに其書目を掲出しつ。

一名所舊蹟の其地形など、既く人の記せるもの、有るをば、皇國文書、漢文書の差別なく、然ながら載て、何に云、某に云、とやうに記して、別れ予が詞を贅さず。此は先賢の美事を掩はざらむ事を、先務とすればなり。但し、其地形など記し脱せる事のあるをば、別に予が文を書き加へたるもあり。

一事跡考、今昔説等の書は、予が見たるは、缺本なりき。其全本を



得ま欲しく、往々搜索むれど、未見當らず。然れば、其等書に出たる事の確説を記し洩せるも有ぬべし。其は全本の出るを俟覽て拾遺本に載むとす。

一 神社は、古社ご思しきを主と記せれど、國內の廣きには猶洩たるも有りぬべし。其も亦次々に拾遺本に載むとす。又、然ばかり古社ならぬも、珍らかなる事實のあなるか、或は其條の因に引れてなるか、或は今の宮居の莊嚴にて、人に知れたるなごは記せるもあり。佛刹も是れに准へて知るべし。

一 山野河海の類も、古く名立る所々は、脱す事なく載せつ。又、然らぬをも、世に知られたるをば、且々書き入たるもあり。

一 先郡郷里を記して、次に神社、次に佛閣、次に何某と次第を立たり。さるを、彼方の條に收べき事の、此方に收たる、又、此方の段に出すべき事の、彼方に出せるもあるは、其章の因に牽れ

てなり。然る類はそれに譲りて、又、更に出す事なし。然れど、稀には已事を得ずして、此處と彼處と、再び出せるも、總ての中には無きにしも非ず。

一 古城趾は、十に七八は、八條翁通稱平大夫名中津藩士の諸書より拔萃せられたるなり。抑翁は、詩文を善作り、別に軍學に力を盡したる人なるが、已一日此書の草稿を翁に見せけるに、翁掌を打て云けらく、實に我心を獲たりとや云む。予も既に然るもの物せば、やごとて、軍學に關係れる書等、是彼涉獵以て行く隨に、此國內の事の見たる限りは、懸念に拔萃置たり。然れども、中昔より以來の事のみ、これこそあれ、此書は、甚上りたる代の事をさへに、探索られたる、甚々愛たしども愛たし。今は予が拔萃をも、汝に與へて、此書の一助にも成てましと云て、贈られたるなるけり。然るに、猶洩せる事、謬れる事、无にしも非ざり



凡

しかば、其は予が拔萃はくさいせるを以て、補おぎなひもし、又、本書ほんしょを以て校あや正ただしもしつ。然しかは云いふ、主まは翁おきなの拔萃はくさいせるなれば、予が劬あつ勞らうは、甚いたく少すくくこそ。

文久三年十二月十日

國前重春誌

四

例

引用書目

日本紀

續日本後紀

類聚國史

先代舊事本紀

古史成文

大日本史

釋日本紀

貞觀儀式

衛禁律

類聚三代格

西宮記

政事要畧

續日本紀

文德天皇實錄

古事記

古語拾遺

古史傳

日本逸史

日本紀通證

延喜式

令

類聚符宣鈔

江家次第

靈異記

日本後紀

三代實錄

古事記傳

天書

神皇正統紀

神代口決

弘仁私記

神名帳考證延慶會

令義解

職原鈔

公事根源

御鎮座本記

目 書 用 引



| 目      | 書      | 用 | 引 |
|--------|--------|---|---|
| 御鎮座本縁  | 御鎮座本縁  |   |   |
| 百鍊鈔    | 百鍊鈔    |   |   |
| 日本紀略   | 日本紀略   |   |   |
| 人車記    | 人車記    |   |   |
| 玉葉     | 玉葉     |   |   |
| 長寛勘文   | 長寛勘文   |   |   |
| 吾妻鑑    | 吾妻鑑    |   |   |
| 源平盛衰記  | 源平盛衰記  |   |   |
| 應永戰覽   | 應永戰覽   |   |   |
| 名和氏紀事  | 名和氏紀事  |   |   |
| 太閤記    | 太閤記    |   |   |
| 宇都宮記   | 宇都宮記   |   |   |
| 岩見報讎録  | 岩見報讎録  |   |   |
| 朝野群載   | 朝野群載   |   |   |
| 水鏡     | 水鏡     |   |   |
| 歴代編年集成 | 歴代編年集成 |   |   |
| 左經記    | 左經記    |   |   |
| 長秋記    | 長秋記    |   |   |
| 本朝通記   | 本朝通記   |   |   |
| 鎌倉公記   | 鎌倉公記   |   |   |
| 太平記    | 太平記    |   |   |
| 戸次軍談   | 戸次軍談   |   |   |
| 豊筑亂記   | 豊筑亂記   |   |   |
| 大坂記    | 大坂記    |   |   |
| 城井谷物語  | 城井谷物語  |   |   |
| 彦山權現實録 | 彦山權現實録 |   |   |
| 扶桑略記   | 扶桑略記   |   |   |
| 大鏡     | 大鏡     |   |   |
| 外記局記   | 外記局記   |   |   |
| 玉海     | 玉海     |   |   |
| 宣胤卿記   | 宣胤卿記   |   |   |
| 日本外史   | 日本外史   |   |   |
| 平家物語   | 平家物語   |   |   |
| 西國太平記  | 西國太平記  |   |   |
| 菊池記    | 菊池記    |   |   |
| 甲越戰爭記  | 甲越戰爭記  |   |   |
| 宇佐郡記   | 宇佐郡記   |   |   |
| 宇都宮鬪諍記 | 宇都宮鬪諍記 |   |   |
| 宇都宮系圖  | 宇都宮系圖  |   |   |

| 目       | 書       | 用 | 引 |
|---------|---------|---|---|
| 諸家大系圖   | 諸家大系圖   |   |   |
| 和名類聚鈔   | 和名類聚鈔   |   |   |
| 制度通     | 制度通     |   |   |
| 塵添盞囊抄   | 塵添盞囊抄   |   |   |
| 本朝勝槩記   | 本朝勝槩記   |   |   |
| 伽藍開基記   | 伽藍開基記   |   |   |
| 和訓栞     | 和訓栞     |   |   |
| 軍器考     | 軍器考     |   |   |
| 篤の玉串    | 篤の玉串    |   |   |
| 區志考     | 區志考     |   |   |
| 出定笑語    | 出定笑語    |   |   |
| 萍乃跡     | 萍乃跡     |   |   |
| 愉婉録     | 愉婉録     |   |   |
| 鈴木氏系圖   | 鈴木氏系圖   |   |   |
| 拾芥抄     | 拾芥抄     |   |   |
| 官職知要    | 官職知要    |   |   |
| 古今著聞集   | 古今著聞集   |   |   |
| 日本水土考   | 日本水土考   |   |   |
| 日本事跡考   | 日本事跡考   |   |   |
| 和漢合運    | 和漢合運    |   |   |
| 俗神道大意   | 俗神道大意   |   |   |
| 志都之岩屋   | 志都之岩屋   |   |   |
| 姫島考     | 姫島考     |   |   |
| 古今妖魅考   | 古今妖魅考   |   |   |
| 筆のすさび   | 筆のすさび   |   |   |
| 武隱叢話    | 武隱叢話    |   |   |
| 姓氏録     | 姓氏録     |   |   |
| 和漢三才圖會  | 和漢三才圖會  |   |   |
| 源親房造殿儀式 | 源親房造殿儀式 |   |   |
| 十訓抄     | 十訓抄     |   |   |
| 元亨釋書    | 元亨釋書    |   |   |
| 扶桑隱逸傳   | 扶桑隱逸傳   |   |   |
| 和事始     | 和事始     |   |   |
| 玉手次     | 玉手次     |   |   |
| 稜威道別    | 稜威道別    |   |   |
| 印度藏志    | 印度藏志    |   |   |
| 走衆故實    | 走衆故實    |   |   |
| 兼葭堂雜録   | 兼葭堂雜録   |   |   |
| 埋麝發香    | 埋麝發香    |   |   |



| 目         | 書          | 用       | 引 |
|-----------|------------|---------|---|
| 豐後弘安記     | 文治記        | 大和本記    |   |
| 歸鞍吟草      | 梅洲語錄       | 神祇正宗    |   |
| 神社考       | 廿二社注式      | 諸社一覽    |   |
| 神社啓蒙      | 諸社根元記      | 一宮記     |   |
| 三社託宣略鈔    | 天滿宮故實      | 八幡愚童訓   |   |
| 八幡託宣集     | 八幡本紀       | 宇佐宮大鑑   |   |
| 宇佐宮小鑑     | 宇佐諸神事考     | 宇佐放生會記  |   |
| 八幡注進社記    | 應永宇佐宮寺造營日記 |         |   |
| 應永宇佐宮坊領坪附 |            | 神功皇后御傳記 |   |
| 彥山權現靈驗    | 內宮建久年中行事   | 出雲風土記   |   |
| 肥前風土記     | 播磨風土記      | 豐後風土記   |   |
| 豐前紀行      | 豐前名所記      | 豐前神跡圖考  |   |
| 豐鍾善鳴錄     | 豐前事跡考      | 豐前今昔說   |   |

| 目                        | 書      | 用       | 引 |
|--------------------------|--------|---------|---|
| 宇佐宮雜徵                    | 豐前古城記  | 中津記     |   |
| 中津稱呼考                    | 養和帝皇居考 | 速吸門考    |   |
| 彥山紀行                     | 清水寺記   |         |   |
| 九州道之記 <small>細川芝</small> | 博多紀行   | 鴨長明方丈記  |   |
| 八雲御抄                     | 源氏物語   | 河海抄     |   |
| 榮花物語                     | 今昔物語   | 空穗物語    |   |
| 馬揃草紙                     | 未來記草紙  | 萬葉和歌集   |   |
| 同官崎文庫本                   | 同阿野家本  | 同仙覺抄    |   |
| 同略解                      | 古今和歌集  | 金葉和歌集   |   |
| 古今六帖                     | 玉吟和歌集  | 拾玉和歌集   |   |
| 夫木和歌集                    | 玉葉和歌集  | 松葉和歌集   |   |
| 年中行事歌合                   | 千五百番歌合 | 六百番歌合   |   |
| 正廣判歌合                    | 俊賴朝臣家集 | 鎌倉右大臣家集 |   |



|        |         |       |
|--------|---------|-------|
| 相摸家集   | 丹後守爲忠百首 | 檜垣女集  |
| 歌枕名寄   | 冠辞考     | 本朝文粹  |
| 彦山勝景詩集 | 法雲壽山外集  | 同續外集  |
| 遠帆樓詩集  | 雲根志     | 事文類聚  |
| 酉陽雜俎   | 新撰字鏡    | 字彙    |
| 韻瑞     | 太宗問對    | 博物新編等 |

此の外諸社諸寺の傳記縁起及び諸家の古文書等を引用せるは省きて不載。

目 書 用 引

目

目 次

一之卷 總論

二之卷 田川郡

- 郡(一)○香春郷(二)○雉怡郷(三)○位登郷(同)○城田郷(同)○採銅所上、採銅所町(四)○村(七)
- 田河驛(八)○多米驛(九)○香春神社附、神宮院、法華院、高座石寺、香春嶽(十)○彦山權現附、豐前坊社、菊理媛命社、靈龍水、三鈴、四殿、觀仙寺(十五)
- 丹波大明神(廿六)○石龜八幡宮(同)○大悲大明神(廿七)○乙彦公神社(廿八)○金村神社(廿九)○福地神社(三十)○鶴岡八幡社(三十一)○建徳寺(三十二)○興國寺(同)○淨土寺(同)○天台寺(三十三)○成道寺(三十四)○鏡山(同)○猿丸大夫墓(三十七)○小富士山(三十八)○高初川(三十九)○綠野川(同)○赤村温泉故址(四十一)○小督局墓(同)○爲朝屋敷(四十二)○香春嶽城址(同)○岩石城址(四十三)○戸城山城址(四十六)○手切山城址(四十七)○建徳寺城址(同)○蛇面城址(同)○明神山城址(同)○若木城址(四十八)○丸岡城址(同)○平岡城址(同)○金岡城址(同)○大善寺城址(同)○勝司城址(同)○上野村城址(四十九)○黒岩城址(同)○觀音寺城址(同)○城道寺城址(同)○諏訪山城址(同)○赤池村城址(五十)○新田城址(同)○彌次郎畑城址(同)○名木野城址(同)○勝山城址(同)○立遠城址(同)○中元寺村城址(五十二)○安居城址(同)○椎木谷城址(同)○平原城址(同)○金國村城

次



趾同○糸村城趾(同)○大豆塚山城趾(同)○其他、白土村城趾以下諸城趾(自五十二至五十三)

### 三之卷 企救郡

○郡(一)○長野郷(同)○蒲生郷(同)○村(二)○到津驛(三)○杜崎驛(同)○小倉城(四)○門司關趾(七)  
○祇園社(十)○到津八幡宮(同)○篠崎八幡宮(十一)○蒲生八幡宮(十二)○門司八幡宮(十三)○隼部  
明神(同)○福大夫社(十八)○足立山妙見權現(同)○清麻呂卿社(十九)○清水宮(同)○甲宗八幡宮  
(廿)○若宮八幡宮(廿一)○清水寺(同)○開善寺(廿二)○安國寺(同)○護念寺(同)○朽網山(同)○挿頭  
山(廿三)○狸塚山(廿四)○呼野金山(同)○嵐山(同)○柏峽大野(廿五)○魚野嶋野(廿六)○福疑野(廿  
七)○射鹿野(同)○板櫃川(廿八)○紫川(同)○企救濱(廿九)○硯海(三十)○洞海(三十一)○速吸門(三十  
二)○興次兵衛湍門(三十五)○柳浦(三十六)○田浦(四十二)○阿閉嶋(四十二)○巖流島(四十四)○都々  
良嶋(同)○馬島(同)○日高嶋(同)○菅王子瀑布(四十五)○鏡池(同)○企救池(四十六)○曾根堤(四十七)  
○宮本武藏碑(四十九)○門司城趾(四十九)○東明山城趾(五十一)○三隅山城趾(同)○丸山城趾(五十  
二)○小三嶽城趾(五十三)○長野城趾(五十四)○其他、猿喰村城趾以下諸城趾(自五十二至五十六)

### 四之卷 京都郡

○郡(一)○諫山郷(二)○本山郷(同)○菊田郷(三)○高來郷(四)○吉田庄(四)○碩田國(同)○長峽縣  
(七)○速見邑(八)○村(同)○刈田驛(十)○大分八幡宮(同)○日吉社(十一)○大原八幡宮(同)○天滿  
宮(同)○勝山權現(十二)○飯が嶽權現(同)○正頭八幡宮(十三)○百大夫社(同)○國崎八幡宮(同)○  
宇原宮(十五)○小倉宮(同)○寶積寺(十六)○曼陀羅寺(同)○願光寺(十七)○霜田菴(十八)○等覺寺  
(同)○明護院(二十)○西恩寺(廿一)○平清經墓(同)○宗泉寺趾(廿二)○平井寺趾(同)○十鞍山(廿四)  
○神山(廿五)○御所山(二十六)○八田山(同)○御所谷(同)○瓮辻(廿九)○鼠石窟(三十)○女體窟(三十二)  
○稻葉川(三十三)○稗田川(同)○行司川(同)○水室川(同)○神島(三十四)○草野津(同)○血田(同)○  
松山城趾(三十五)○馬嶽城趾(三十八)○障子嶽城趾(四十一)○高來村城趾(同)○生山城趾(同)○高城  
城趾(同)○十鞍山城趾(四十二)

### 五之卷 仲津郡

○郡(一)○皆見郷(同)○彌見郷(二)○城井郷(三)○狹度郷(同)○高屋郷(同)○中臣郷(四)○仲津郷  
(同)○高家郷(五)○村(同)○豐日別國魂宮(六)○總社(十一)○生立八幡宮(十二)○國造大明神(同)○  
妙見社(十三)○祇園社(同)○天疫神社(十四)○宇都宮大明神(十五)○安樂座大明神(十六)○鞍用山  
權現(十七)○飯嶽權現(同)○國分寺(同)○興正寺(廿五)○城原(同)○國分原(同)○長者原(同)○新田  
原(廿六)○難行原(同)○今川(同)○蓼島(同)○天神島(三十)○鶴湊(三十一)○海石榴市(同)○在廳屋  
鋪(同)○山鹿村城趾(三十三)○蓼島城趾(同)○寶山村城趾(三十四)○不動嶽城趾(同)○いんしう城  
趾(同)○燕岩城趾(同)○其他、元永村城趾以下諸城趾(自三十四至三十六)

目

次

目

次



六之卷 築城郡

○郡(一)○綾幡郷(二)○桑田郷(三)○大野郷(四)○嶋木郷(五)○村(五)○築城驛(同)○網敷天満宮(六)○岩戸見大明神(同)○矢幡八幡宮(七)○赤幡八幡宮(同)○飯盛權現(八)○法蓮寺(同)○天徳寺(九)○金剛寺(同)○寒田川(同)○小山田川(同)○岩九川(十)○真如寺川(同)○畑川(同)○松江濱(同)○三松濱(十一)○傳法寺村楠木(同)○宇都宮家墳墓(十二)○大野小辨墓(同)○茅切山城址(十三)○元山城址(十四)○淵上寺城址(同)○野中城址(同)○別府村城址(同)○宇留津村城址(同)○廣幡山城址(十四)○古戰場(廿七)其他、築城村城址以下諸城址(自廿四至廿七)

七之卷 上毛郡

○郡(一)○山田郷(二)○炊江郷(同)○多布郷(三)○上身郷(同)○村(四)○八幡古表社。吹出濱、菱池、古表崎行宮○宇賀神社(十三)○牛頭天王宮(十四)○宗像八幡宮(同)○石清水八幡宮(十五)○求菩提山權現鬼神社、守護寺(十五)○松尾山(廿)○如法寺(廿一)○天仲寺(同)○廣蓮寺(廿二)○岩屋寺(同)○藥師寺(同)○狗嶽(同)○雁股山(同)○土佐井川(廿三)○犀川(同)○沓川(同)○境川(同)○入尋濱(同)○御所島(廿四)○龜居洲(同)○京泊(同)○觀音原(同)○皇后石(廿五)○傾城石(同)○龜石(廿六)○川底村楠(同)○日熊城址(廿八)○光明寺城址(同)○叶松城址(同)○本牛王城址(同)○雁股山城址(廿九)○大村城址(同)○赤熊村城址(同)○川内村城址(同)○川底村城址(三十)○八屋村城址(同)○高田村城址(同)

目

次

緒方村城址(同)○山田城址(同)○川底村城址(三十一)○日瀬城址(同)○廣津村城址(三十二)○田嶋崎城址(同)

八之卷 下毛郡

○郡(一)○山國郷(二)○大家郷(三)○麻生郷(四)○野仲郷(同)○諫山郷(同)○穴石郷(五)○小楠郷(六)○村(同)○下毛驛(七)○桑原屯倉(九)○大坂屯倉(同)○中津城(十)○城井權現(十四)○稻荷社(同)○神明宮(十五)○中津權現(同)○六所宮(同)○大江八幡宮大江岡(十七)○龍王社龍無(廿二)○義氏社稻荷(廿五)○貴船社(同)○鶴岡八幡宮(廿七)○官幣宮(廿八)○白髭社(同)○鶴市社(廿九)○薦社八幡宮薦池(三十)○猪山八幡宮(三十四)○毛族大明神(同)○雲八幡宮妙見社(三十六)○手斧立八幡宮眞坂(三十七)○城井八幡宮(三十八)○大神宮(同)○妙見社(四十)○松尾社(同)○八面山權現(四十一)○自性寺(四十三)○東林寺(同)○地藏院(同)○明蓮寺(四十四)○正行寺(同)○長久寺(同)○法華寺(四十五)○長谷寺(同)○羅漢寺(四十六)○久福寺(五十)○檜原山(五十一)○賢女嶽(同)○木子嶽(五十二)○御木川(同)○金剛川(五十八)○柳川(同)○犬丸川(五十九)○間々濱(同)○荒瀬(六十二)○三日月池(六十三)○剝貫(六十四)○如水井(同)○最明寺井(六十五)○三宮堂(同)○雲雀床(同)○如水原(六十八)○七隈(同)○團子石(同)○靈塚(六十九)○後藤又兵衛墓(七十一)○槻村六助墓(七十三)○三尾母村古碑(同)○犬丸村城址(七十四)○上伊藤田村城址(同)○下伊藤田村城址(同)○田丸城址(同)○大簇城址

目

次



(七十五)○坂手隈城趾(七十六)○法華寺城趾(同)○末弘城趾(同)○池永村城趾(同)○地神城趾(七十  
七)○三重城趾(同)○下深水村城趾(同)○土田村城趾(同)○長岩城趾(七十八)○其他、白米城趾以  
下諸城趾(自七十八至七十九)

目

九之卷 宇佐郡上

○郡(一)○野麻郷(二)○酒井郷(同)○葛原郷(四)○封戸郷(同)○向野郷(五)○廣山郷(六)○垣田郷  
(同)○高家郷(同)○深見郷(七)○辛嶋郷(同)○村(同)○宇佐驛(十二)○安覆驛(十二)○藤崎屯倉(同)  
○藤原部(十三)○宇佐宮祭神、縁起、祭神考、神社の沿革、神領、神馬、御廨、神宮寺趾、彌勒(十四)○百大夫社  
(六十二)○三女神社(同)○清水宮(六十三)○一柱騰宮趾(同)○御許山權現(六十五)○蛭子宮(六十七)

十之卷 宇佐郡下

○虚空藏寺(一)○圓通寺(二)○大樂寺(同)○仙岩寺(三)○妙庵寺(同)○劔星寺(同)○妙樂寺(五)○  
善光寺(同)○清水寺(六)○小松内大臣墓(八)○蓮臺寺趾(九)○安樂院附、宇佐公(同)○眞勝寺(十)○  
和尚山(十一)○船木山(十二)○菟狹川(同)○西椎屋瀑布(十三)○東椎屋瀑布(十四)○福貴野瀑布(十  
六)○瀧貞村瀑布(十七)○和間瀆(同)○古表社眞名井(十九)○古要社眞名井(同)○小倉池(同)○今  
熊野(廿)○凶士塚(同)○孝子右京墓(同)○孝女市墓(廿一)○仲哀天皇陵(廿四)○東椎屋村銀杏木(廿  
五)○佐田村城趾(廿六)○妙見山城趾(同)○神樂岳城趾(廿七)○立山城趾(廿八)○高森村城趾(同)○

次

中嶋城趾(同)○時枝村城趾(同)○九尾城趾(廿九)○光岡城趾(同)○土井城趾(同)○高尾山城趾(三  
十)○其他、秣村城趾以下諸城趾(自三十三至三十五)

附錄

渡邊重春翁傳  
渡邊重名翁傳  
外四件  
校訂豊後風土記

目

次

目 次終



豊前志一之卷

故渡邊重春著  
男渡邊重兄校

論

國の大體西北を首とし、東南を尾とす。東は豊後國速見郡に隣り、南は同國玖珠日田の二郡に連り、西は筑前國遠賀鞍手の二郡に接り、何れも山を境界とせり。北は海に屬けり。東西二十里、南北十里餘なり。延喜式云、豊前國行程上二日、下一日。御所清直主云、前國は幸府へ上るは二日、幸府より國府に下るは一日、行程の緩急、京の上下に准する也。豊古事記云、伊邪那岐命、伊邪那美命、御合生子云々、次生筑紫島此島身一而有面四、每面有名、故筑紫國謂白日別、豊國謂豊日別云々。

按ずるに、筑紫は本一國の名より出て、四國筑紫、豊、肥前、肥後の惣名とな



二  
れり、九國筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、日向、大隅、薩摩に分たるは、稍後世の事なり。白日別豊日別は神世よりの名にて、筑紫、豊の類は後世の名なる事予別に委しき論あり。俗豊國を古訓に因循ひて、本居翁も、トヨクニと訓まれ、我師の古史成文にも夫に雷同せられたるは如何ぞや。是は必トヨクニと訓むべきをや。然らずば、肥國を、ヒクニ、越國を、コシクニ、吉備國を、キビクニと訓むべきを、然訓める例无きを以て知べし。故萬葉集の歌なる豊國も、悉くトヨクニと訓むべし。

豊後風土記云、豊後國者、本與豊前國合爲一國、昔者經向日代宮御宇、大足彦天皇詔豊國直等祖菟名手遣治豊國、往到豊前國仲津郡中臣村、于時日晚、僑宿、明日味爽、忽有白鳥、從北飛來、翔集此村、菟名手即勸僕者、遣看其鳥、鳥化爲餅、片時之間、化芋草數千許株、株葉冬榮、菟名手見之爲異、歡喜云、化生之芋、未會有見、實至德之感、乾坤之瑞、既而參上朝廷、舉狀奏聞、天皇於茲觀喜之有、即勅菟名手云、天之瑞物、地之豊草、汝之治國、可謂豊國、重賜姓曰豊國直、因曰豊國、後分兩國云々、

按ずるに、記傳古事記傳以下此に倣へ、に「書紀景行卷十二年の下に、遂幸筑紫、到豊前國云々、冬十月到碩田國、其地形廣大、亦麗、因名碩田也」とあり、されば、其國の大名を豊國と云ふも、此意なるべし。豊はゆたけく大きな意なり。豊後風土記の豊國の説はいかゞと言れたり。我が豊前國は、別に土地廣大膏腴して、實に豊國とも稱へつべき國なり。但し彼風土記の説も、無下に棄つべき事に非ず、

播磨風土記、播磨郡の條に云く、所以號豊國者、筑紫、豊國之神在於此處、故號豊國村、又和名類聚鈔云、豊前止與久邇乃、於此處故號豊國村、又和名類聚鈔云、豊前、先づ國史に見えたるは、日本紀景行天皇十二年の下に、遂幸筑紫、到豊前國、と有ぞ、始なる。然れば、其より以前か、將別れしは、後なれど、前へ及して、如是は、書る歟。古事記志賀宮卷に、遂賜國名、之號云とあり、また姓氏錄、



豊前  
國印



(印 朱)

攝津國皇別に坂合部大彦命之後也。允恭天皇御世、造立國境之標、因賜姓坂。穗井田合連、云々見えたり。此の二御世の際に、分られたるにて、ありぬ。穂井田忠友が埋麿發香の大寶二年の戸籍には、如是見えたれば、猶古くよりぞ分れたりけむ。

四

横日本紀、慶元夏四月の條に、令鑄治司鑄諸國印、と見えたるは、前に諸國の印を鑄られたるが、残れる國々のなにも續きて鑄られたるならむ。倭大和本紀に、崇神天皇を彼國に大内を建給ひき、依之民家富貴せり、國中豊也、然れども、此國は便宜惡き様なれば、とて、都を西へ引て立らる故に、前に宮造せし處を、豊前と云ひ、後に宮造せし處を

の、豊後と號す。また大内の名を、豊浦宮と申す也、と説るは、無稽の妄説なり。先彼天皇の此國に行幸有し、事物に見えず、又首章に記せる國の大體を以ても、地理の合ざるを、察すべし。又豊浦宮は、仲哀天皇紀二年の條に、九月、與宮室于穴門、而居之、是謂穴門、豊浦宮と見え、穴門は今の長門國にて、豊浦宮は、仲哀天皇の宮にこそあれ、此は論を待されども、童蒙の爲に如此なむ。

舊事國造本紀云、豊國造志賀高穴穗朝御代、伊甚國造同祖宇那足尼定賜國造、天孫本紀云、單部與曾命、筑紫豊國國造等祖、云々。重春本に、甚を長に作るは誤なり。今は、藤原に従ひて改めつ。

按ずるに、上古には、毎國に國造を置いて、其國內の神事政務を兼て掌せしなり。即桓武天皇紀に、國造兼帶神主、と見えたる是なり。故に政字を、マツリゴトとは訓なり。政事は、祭事を嚴に執行はせ給ふが先務なればなり。抑國造を置れし事は、神武天皇の御宇なるもあれど、多くは成務天皇の御世にぞ在ける。舊事國造本紀、古事記成、然るに、職原鈔の首書に、上世國司云、國造、至皇極天皇始、改國司、至文武天皇、改國司、曰國守、とあるは

五



誤なり。國守は、守介掾目の守を云。其四等の官を總て、國司とは云なり。但し國守の稱は、文武天皇の御宇より以前には、見えたることなし。又伊藤長胤が、制度通に、仁徳天皇の御世に、遠江國司上言と云事あり。崇神天皇の御世にも、河内國司即依符旨と云事あり。又推古天皇十二年にも、聖徳太子十七の憲法に、國司國造勿飲百姓、ともあり。されば、皇極天皇より前に、國司と云もの有り云るも、亦誤なり。鈴屋の翁も、日本紀は、漢文の潤色ありて、事實を誤る事多き由云れたる若く、此遠江河内の國司は、即國造の事なるを、漢文様に書るにこそあれ。又憲法に、國司國造とある國造は、國造の子弟等を總稱ひ、其國造の主とある人を、國司とは云へるにぞ有む。因國司國造と並稱る也けり。其は孝徳天皇紀大化二年の條に、置畿内國司郡司、其郡司並取國造、性識清廉、堪時務者、爲大領少領

強幹聰敏、工書算者、爲主政主帳とあるを以て、國造は一人の稱に非ざる事灼焉し。但し一國の最上に在て、政事祭事を、宰る人を、主と國造は、是に同じ類の、君直、別稱 備上に云る如く、國造は國內の祭祀政務を統て掌る事なりしが、孝徳天皇紀大化二年の下に、改去舊職、新設百官、及著位階、以官位叙、今發遣國司、并彼國造、可奉問、と云ふ勅ありて、京より國司を下されて、年限ありて交替ことゝなれり。如斯て政事は國司の掌り、祭事は國造の行ふ御制と成てより、祭政二に岐けるが、國司は國造より位高く、權も重きからに、國造は何の御代に止られしと云ふ事もなく、自然に衰微て、廢れし物になむ有りける。今は出雲紀伊經岐 故豊國造も、早くより無なりたりき。抑皇國は、皇孫命の天降坐々時に、天神の命以て、諸部の神等を副賜ひて、其職に奉仕事、天上の儀の如くせよ、と御依ませる大御言の隨に、其氏人等



子孫の八十連屬續ぎ來て各々其職を守りて、外官を望む事なく、尊卑格式ありて、甚も穩に治りたりしが、後世に成て、西土學盛に行れて、彼國風に倣ひ、世官の掟、封建の制を停廢られしより、己が身の品を超て、他を望み欲する意發りて、貴賤差別無く、亂がはしく成れるより、畏くも皇位を覬覦ふ醜の痴夫さへ、往々出來にたり。然のみならず、佛教さへ隆盛に行れて、王公貴人等を始め、天下の人民、佛教に溺れざれば、漢學に陥り、漢學に陥らざれば、佛教に溺れて、皇國魂は、漸々に失行たるから、朝廷の大稜威は、自然に衰弊ませるぞかし。如是て保元文治の際に成ては、天下甚しく擾亂て、朝廷の衰微將窮りしかば、源賴朝其虚に乗て、兵力を以て、朝廷の權柄を奪攘り、下知に従はぬ者をば、思ふ隨に征討めむとて、惣追捕使と云稱を申受て、毎國に守護職を置て、國司の權を押し、庄園

は地頭を置て、領家の威を省れたり。故國司も亦年を逐ひ、月を追て亡なりたるなりけり。扱國司の帝紀家乘に見えたるは甚多かれど、所狹ければ、今は其一二を左に載つ。  
萬葉集云、豐前守宇努首男人、今云神龜年間在任ナリキ。  
續日本紀云、天平十八年九月己巳、從五位下大伴宿禰百世爲豐前守。  
又云、天平寶字六年夏四月庚戌朔、以外從五位下中臣酒人宿禰虫麻呂爲豐前員外介。  
又云、同八年正月己未、以從五位下佐味朝臣伊豫麻呂爲豐前守。  
又云、天平神護二年三月辛巳、從五位上海上真人清水爲豐前守。  
又云、神護景雲元年九月辛亥、從五位下中臣習宜朝臣阿曾麻呂爲豐前介。  
又云、寶龜二年十一月辛丑、以從五位下安倍朝臣御縣爲豐前守。



大日本史和氣清麻呂鄉傳云、光仁帝踐祚、復清麻呂姓名召還之、  
明年復本位、爲播磨員外介、遷豐前守、

續日本紀云、寶龜五年三月甲辰、以從五位下多治比真人豐濱爲  
豐前守、

又云、同六年三月乙未、始置豐前大小少目口 脫字、員、正卷云、類聚三代  
あり、格仁壽三年六月

又云、同年九月甲辰、以從五位上弓削宿禰鹽麻呂爲豐前守、  
又云、同九年二月辛巳、內藥佐外從五位下吉田連古麻呂爲兼豐

前介、  
又云、同十一年三月壬午、從五位下小野朝臣滋野爲豐前守、外從

五位下陽候、忌寸人麻呂爲介、  
又云、延曆四年春正月辛亥、以外從五位下秦、忌寸長足爲豐前介、

癸亥、以從五位上日下部宿禰雄道爲守、

又云、同五年冬十月甲子、以從五位下阿倍朝臣草麻呂爲豐前守、

又云、同十年春正月癸未、以從五位下大中臣朝臣弟成爲豐前守、

日本後紀云、延曆十八年正月甲戌、從五位下藤原朝臣河主爲豐  
前守、

又云、同十三年正月庚子、正五位上藤原朝臣縹麻呂爲豐前守、  
又云、大同元年正月癸巳、從五位下小野朝臣木村爲豐前介、

類聚國史大同元年十一月庚午、敕云、豐前介外從五位下賀茂縣  
主立長云々、

日本後紀云、大同三年八月辛未、從五位下和氣朝臣雄成爲豐前  
口、脫字、

又云、弘仁三年正月辛未、諸陵頭從五位上永原朝臣最弟麻呂爲  
兼豐前守、

又云、同四年正月甲子、侍從從四位下平野王爲兼豐前守、



續日本後紀云、承和五年十一月甲戌、以從五位下在原朝臣仲平、爲豐前守、

又云、同六年正月甲子、從五位下菅野朝臣永岑、爲兼豐前守、二月庚午、以從五位下豐前守貞成、爲大膳大夫、

又云、同七年正月丁未、以從五位上藤原朝臣貞守、爲兼豐前守、

又云、同八年正月癸未、以從五位下大春朝臣良棟、爲豐前守、

又云、同九年五月乙未、以勸解由長官從四位下和氣朝臣仲世、爲兼

豐前守、

又云、同九年七月戊午、以少判事正七位上丹墀、真人時永、爲豐前

權椽、

又云、同十年正月辛丑、以外從五位下山代宿禰氏益、爲豐前介、

又云、同年二月己巳、以外從五位下御野宿禰清庭、爲豐前介、

又云、同十一年九月戊寅、從五位下長岑宿禰秀石、爲豐前介、

類聚三代格、嘉祥二年二月八日、太政官符云、豐前守從五位下伴。宿禰枝嗣、

續日本後紀云、嘉祥三年正月甲午、從五位下常道真人兄守、爲豐前守、

文德天皇實錄云、仁壽元年春正月甲申、外從五位下內藏朝臣雄繼、爲豐前介、

又、仁壽三年五月、藤原朝臣並藤卒せし條、云、並藤豐前介、正六位上石雄之子也、

又云、齊衡二年正月丙申、從五位下藤原朝臣友永、爲豐前守、

又云、同三年春正月丙辰、外從五位下坂合部人吉、爲豐前介、

又云、天安元年八月庚辰、外從五位下當野伊美吉平戶麻呂、爲豐

前介、

又云、同二年五月辛未、從五位下清原真人秋雄、爲豐前守、



三代實錄云、貞觀元年春正月十三日庚午、以從五位上行豐前守清原真人秋雄、爲左馬頭、二月十三日己亥、左京亮從五位下朝原宿禰良道、爲豐前守、

又云、同年五月丙辰朔、藤原朝臣貞守卒、云々、承和元年、遷兼豐前守、

又云、同二年三月二十日庚午、從五位上行紀伊守文室真人益善、爲豐前守、

又云、同六年冬十月十四日丁卯、以從五位下布瑠宿禰清貞、爲豐前守、

又云、同九年正月十二日癸丑、以從五位下行豐前介藤原朝臣仲直、爲守、外從五位下左太史和氣朝臣時雄爲權介、

又云、同十二年正月廿五日戊寅、外從五位下丹波真人嗣茂、爲豐前介、

又云、元慶二年正月十一日丁未、以散位從五位上清原真人惟岳、爲豐前守、

又、同五年夏四月的條、云、今年三月八日、中務少錄從七位下大石林繼成、左遷豐前權大目、

又云、同七年十二月廿八日庚申、以從五位下橘朝臣貞樹、爲豐前守、

百鍊鈔云、天曆元年八月二日癸未、豐前守橘仲遠、令奏赴任之由、十訓抄云、勸解由相公有國卿、若かりし頃、父豐前守輔道なり、具して

筑紫に在ける時、云々、重春云、諸家大系圖に、有國は寛弘八年七月十一日、薨六十年延の間なるべし。

外記局記、正曆五年五月辛酉、太宰府言上、解文云、前、豐前守藤原朝臣經理云々、

又、長保元年三月の記、云、豐前、國守光輔、



又、康和元年正月廿三日の記云、豐前權守從五位下清原定重、朝野群載、康和三年四月、中原朝臣廣宗、歎狀云、男從五位下行豐前介廣忠、  
 外記局、康和五年二月卅日己卯の記云、豐前守從五位下菅野政任、  
 朝野群載、康和年間の解狀云、豐前守中原朝臣奉貞、  
 長秋記云、保延元年八月十四日、豐前前司資康、  
 外記局、久安二年十二月廿四日己未の記云、豐前權守小野業忠、  
 又同三年正月廿八日壬辰の記云、豐前守從五位下中原重基、  
 又同四年正月廿八日丁亥の記云、豐前權介正六位上藤原宗貞、  
 又、仁平二年九月三日甲午の記云、去八月豐前守橘朝臣清仲、赴任國之間、於河尻邊卒去、  
 八車記云、仁平三年三月二日辛卯、豐前守平貞賢、

又云、久壽三年正月廿八日庚午、豐前守源長定、  
 宇都宮系圖云、文治元年右大將賴朝以宇都宮大和守信房爲豐前守護職、  
 大日本史高師直傳云、師泰子師友豐前守、  
 又、師泰傳云、弟師茂、師茂弟師重、爲豐前守、  
 又、大友貞宗傳云、貞宗五世祖能直云々、賴朝嘉其忠誠、尋授豐前豐後守護、爲鎮西奉行、又任豐前守、  
 又、大内義弘傳云、足利義滿加授豐前守護、  
 按ずるに、國司の下らるゝには、續紀に神龜三年八月乙亥太政官處分、新任之國司向任之日、太宰府并部下、諸國五位以上者、宜給傳符、自外隨便駕船、緣路諸國依例供給、史生亦准此焉、  
 に見えて、五位以上の人、陸路より下らるゝ事なりしに、延喜の際、は、專船にて下らるゝ御制、ごぞなりにたる、其は民部



式に、凡山陽南海西海道等。府國新任官人、赴任者皆取海路、仍令緣海。國依例給食、但西海道。國司到府即乘傳馬、其大貳已上。乃取陸路、ごあるにて知るべし。扱九國二島の國司は、何事にまれ、先太宰府に告して、太宰府より朝廷へは聞え奉りしなり。職原鈔云、太宰府都管九國二島。太宰府のとは續紀云、天平十四年辛亥、廢太宰府、同十五年十二月始置鎮西府、同十七年六月復置太宰府、また云、神護景雲三年冬十月、太宰府置、此府人物殷繁、天下之都會也、文德天皇實錄云、嘉祥二年、滋野朝臣貞主上表曰、夫太宰府者、西極之大鎮、中國之領袖也、東以長門爲關、西以新羅爲拒、加以九國二島、郡縣濶遠、自古于今、以爲重鎮云々、有德爲帥、或才良爲監、典三代實錄云、鎮西者是朕之外朝也、千里分符、一方寄重、和漢三才圖會云、小倉至江戶海陸二百六十六里、至大坂百四十八里、巽至中津十一里、北至長門。下關三里、未方。至筑後久留米二十里、坤至筑前福岡二十一里、至肥前長崎五十四里、中津至江戶二百五十八里、至大坂海上百三十五里、

主稅式云、豐前國正稅公廨各廿萬束、國分寺料一萬四千二百七十四束、文殊會料二千束、府官公廨十萬束、衛卒料一萬七千五百

五十四束、修理府官舍料六千束、池溝料三萬束、救急料四万束、按ずるに、拾芥抄云、十釐爲毫、十毫爲分、十分爲把、十把爲束、又云、六銖爲一分、四分爲一兩、十二兩爲一屯、十六兩爲一斤、小一斤也、三斤爲大一斤、四十八兩也、大十斤爲稻一束、一束一斗米春五升ごあり、通證に、伊藤氏云、方一町所出春米二十五斛、而公稅收二十二束、則是一斛一斗也、殆近於二十而取一、ご見えたり。然れば我豊前は百姓より全く六十萬九千八百二十八束春米にして三萬四百九十一斛四斗納めしなり。主稅式云、凡筑前筑後肥前肥後豐前豐後等國、毎年穀二千石、漕送馬島、以充島司及防人等糧、ごあるは上件之斛高の内なるべし。此餘に納めし處の調庸は左の如し。民部式云、凡諸國、其調庸

主計式云、豊前國調綿紬十七疋、自餘輪絹綿絲、紬布鳥賊雜魚、楚割庸、輪綿米、中男作物、防壁、韓薦、折薦、黑葛、黃蘗皮、海石榴、油胡麻、油荏、油烏賊魚、楚割鹿、鮓猪、鮓漬鹽年魚、鮓年魚



兵部式云、豐前國甲二領、横刀十口、弓二十張、征箭四十、具胡籬四十具、右每年所造、具依前件云々、送太宰府、

和名鈔云、豐前國國府在京都郡管八、田萬三千二百余町、正公各二十萬、本類六十八萬、九千八百二十八束、雜類二十萬、九千八百二十八束、

田河、企救岐久、京都美夜古、仲津、築城豆伊岐、上毛美加半豆、下毛、宇佐、重春云、岐久板本に久な多に

作れるは誤なり。

和漢三才圖會云、豐前八郡高三十三萬七百四十石、

宇都宮家譜云、豐前國八郡一萬五千餘町也、内三百三十餘町者、

宇佐宮御領、同二千五十一町者、十六人地頭職世々配分之、

或記云、豐前國惣高、二十七萬三千八百一石八斗四升八合三夕、

重春云、是は細川家より、小笠原家に引渡されたる高なり。

民部式云、豐前國上管、田河、企救、京都、仲津、築城、上毛、下毛、宇佐、重春

云、國に上中下を分けられたるは、國の大小に據るに非ず、産物一昧の風土を以て、差別を立られたるも非なり。

按ずるに、郡を始めて建られしは、孝德天皇紀に、大化二年、置畿

内國司郡司、凡郡以四十里爲大郡、三十里以下四里以上爲中郡、三里爲小郡、其郡司並取國造、性識清廉、堪時務者爲大領、小領、と見へたるを始めて、此御代にぞ續て諸國にも郡を建られけむ。さるは、後紀延曆十七年三月丙申の詔に、昔難波朝廷、始置諸郡、仍擇有勞、補於郡領、子孫相襲、永任其官、又類聚三代格弘仁二年の詔に、郡領者、難波朝廷置其職とあるにて、著明し。然るを、制度通に、成務天皇紀五年九月の條に、令諸國以國郡立造、長縣邑置稻置、と見えたるを、郡縣の區別の濫觴なりと云るは、違へり。是も漢文の潤色にて、實は古史傳に云れたる如く、國郡立造、長とあるは、古事記に定賜大國小國之國造とあるに當りて、國とは古事記に所謂る大國、郡とは古事記に所謂る小國を云へるにて、其大國小國の國造を定給へる事著く、縣邑置稻置とあるは、古事記に定賜大縣小縣之縣



主ごあるに當りて、縣とは古事記に所謂る大縣、邑とは古事記に所謂る小縣を云ひて、其大縣小縣の縣主を定め賜へるにこそあれ、郡縣を別ち玉へるには、非ざるをや、舊郡の區別の御制は、古くは上に出せる孝徳天皇紀の如くなりしに、其御法も御世々々にて沿革ありける由にて、戸令に、凡郡以廿里以下十六里以上爲大郡、十二里以上爲上郡、八里以上爲中郡、四里以上爲小郡と見え、民部式に、凡郡不得過千戸、若餘五十戸以上者分隸比郡、地勢不宜分者、隨狀立別郡と見えたるにて、其大概は察れたり。如斯て、其毎郡に郡司の官舎ありて、其を郡家と云ひき。此も郡を建られし時よりぞ有りぬらむ。史に見えたるは、天武天皇紀に菟田郡家とあるを初めて、世々の史に往々出たり。和名鈔に、淡路國津名郡郡家、(久宇希)神名根に、加賀國加賀郡郡家神社などありて、後世には地名となれるも多り。式部式云、凡郡司者一郡不得併用同姓、若他姓中無人可用

者、雖同姓除同門外聽任、續紀天平十一年五月詔云、諸國郡司徒多員數、無益任用、侵損百姓、爲憲實深、仍省舊員、改定大郡大領小領主政各一人、主帳二人、上郡大領小領主政主帳各一人、中郡大領小領主帳各一人、下郡亦同、小郡領主帳各一人、和名鈔云、田河郡 香春 雉怡 位登 城田  
企救郡 長野 蒲生  
京都郡 諫山 本山 刈田 高來  
仲津郡 皆見 藟見 城井 狹度 高屋 中臣 仲津 高家  
築城郡 綾幡 桑田 嶋木 大野  
上毛郡 山田 炊江 多布 上身  
下毛郡 山國 大家 麻生 野仲 諫山 穴石 小楠  
宇佐郡 野麻 酒井 葛原 封戸 向野 廣山 垣田 高



家 深見 辛島

按ずるに、出雲風土記に、依靈龜元年、式改里爲郷、其郷名字者、被神龜三年民部省、口宣改之、と見えなければ、里を郷と爲られし事は、甚著きを、同風土記に、郷若干千里若と記せるを以て見れば、里も尙有しと察れたり。故思ふに、公には里を廢て、郷とせられしかども、内々には猶古くより、唱習し來ぬるまゝに、里の名をも呼びたる地ありし物成べし。然ればにや、彼の風土記に里若干と云ふを小字には書るならむ。備記傳に、郷と里とは、共に佐刀なれば、古へは一なり。字に就て、後の分をいは、孝徳紀及令なごに、里とあるは、即郷の事なるに、出雲風土記なごにては、郷内に里あり。其外にも某郷之某里と云る事あり、又郷を通はして里と云る事もあり、と云れたるは、然る事ながら、今少し云ひ足すなむ。抑里は戸令に、凡戸以五十

戸爲里とあるを、義解に、若滿六十戸者、割十戸立一里、置長一人、其不滿十家者、隸入大村、不須別置也、と釋れたり。倭名鈔なごの郷名に、餘戸と云ふが見えたるは、かの割十戸立一里とある里の事なり。

續紀云、和銅七年閏二月壬寅、集人昏荒野心未習憲法、因移豊前國、民二百戸、令相勸導也。重春云、今本に昏を民に作るは、誤なり。今は宮崎文庫本に従へり。

按ずるに、和名鈔に、大隅國桑原郡に豊國仲川肝屬郡に鷹屋薩摩國出水郡に大家阿多郡に鷹屋など云ふあり。隼人は、大隅薩摩等の舊名なれば、彼當國より移されたる人等の榮えて、一郷と成たるには非る歟。如何にも由緒ありげに聞ゆ。然るは、當國に仲津郡あり、下毛郡に大家郷中津川あり、宇佐郡に高家郷あればなり。景行天皇御紀に、十三年夏五月、悉平國因以居於高屋宮、已六年也。於是其國有佳人、百御刀、媛則召爲妃。生豐國別皇子、是日向國造之始祖也。とある。豊國も隼人の國と一つなるに、皇子の御名に豊國と云ふあり。官名に高屋と云ふあれば、彼當國より移されたるには、關係らで固有の名



にても有

續紀云、天平十七年五月、筑前筑後豐前豐後肥前肥後日向七國無姓人等、賜所願姓、

又云、天平寶字六年十一月丁酉、筑前筑後肥後豐前豐後日向大隅薩摩等八國、檢定船一百二十一隻、兵士一萬二千五百人、子弟六十二人、水手四千九百二十人、皆免三年田租、悉赴弓馬兼調習五行之陣、其所遣兵士者、便役造兵器、

類聚國史云、天長五年閏三月乙未、豐前國俘囚吉彌候部衣良由、輸酒食百姓三百六十人、衣良由叙少初位下、

續後紀云、天長十年六年辛未、罪人藤原永主、同山主藤主等、天長二年、從日向國遷配豐前國、今移備前國、

日本紀畧云、延曆廿二年正月甲寅、豐前國獻白雀、重春云日本逸史には豊前を豊後に作れり。何れか是なるを知らず。治部式に白雀は中端の部に出でたり。

百鍊鈔云、貞觀十一年六月十五日、太宰府言、去月廿二日夜、新羅海賊乘艦二艘、來博多津、掠奪豐前國年貢絹綿、即便逃竄、發兵追、遂不獲賊、

三代實錄云、貞觀十一年秋七月二日戊午、勅遣責太宰府司曰、諸國貢調使史領將、一時共發、不可前後零疊、雖其群類、而令豐前一國獨先進發、亦弱奸人乘飢虎口、遂使新羅寇盜乘隙致侵掠、非唯已失官物、兼亦損辱國威、求之往古、未有前聞、貽於後來、當無面目、雖云使人之可責、抑亦府官之有意云々、

人車記云、嘉應元年六月廿三日戊申、流人中被召返僧侶十五人、良運、豐前云々、永萬二年配流延曆寺惡僧、

本朝勝槩記云、豐前國綿木綿多し、春氣遅くして、五穀豐饒なり。宇佐郡記云、高瀬川より東二郡を東豊前と云ひ、西六郡を西豊前と云。



當國三十三所觀音

四王寺鏡山河郡、内田村、高座石寺香藏寺村、鳥尾寺彦山、曾根郡、  
 長野寺長野村、瀧寺龍川村、大吉寺津田郡、圖師村、法正寺法正寺村、等  
 覺寺等覺寺村、井守寺津留村、築瀨寺築瀨村、古河寺古河村、寶山寺寶山寺村、  
 國分寺國分寺村、觀通寺今井村、日峰山築城郡、八田村、觀音寺赤幡村、五箇岩屋  
上毛郡、求菩提山、如法寺山内村、岩屋寺挾間村、觀音寺緒方村、岩屋堂原井村、長谷寺  
下毛郡、林村、岩洞山平田村、岩屋寺東谷村、大樂寺字佐村、西山山上、國分寺山本村、清  
 水寺清水村、仙岩山麻生村、椎屋瀧椎屋村、

重春云、此觀音は仁聞の置ける由云傳へたり如何あらむ不  
 知、渡邊明は小笠原家の時定たりと云り何に出たるにか。  
 當國所々の山に、大石を積て搦へたる石窟甚多かり、穴は多く  
 南に向ひたり、上古に火雨の降し時、窟たる蹟なりと語傳へた  
 れど、是は素論に不足、妄語なり、和漢三才圖會に窟穴居也處々、

山麓有之、和州河州多有之、凡南面口廣、奥澗、或書云孝靈天皇三  
 十六年六月、火雨民築石室居焉、按不悉然、古者未精柱壁之巧時、  
 民多穴居之跡也、和河二州本朝最初之地也、日向亦有之乎、と見  
 え、又記傳に、吉備國にも岩屋、いと多かるを、上代に土蜘蛛等の  
 住りし趾なるべしと言れたり、己彼石窟を是彼行て見るに、何  
 も往昔の墳墓なるべくこそ思はるれ、京都郡黒田村なる女體  
 權現の窟も、同體なるが、内に石棺あり、此餘にも、石棺の存りた  
 るは猶多かり、扱、火雨の事は、推古天皇、天智天皇等の御紀に見  
 えたれど、火は大、字誤にこそあらめ如何で、か然る事あらむ、此  
 は大雨を比佐米と訓るから、後人の狡意に、大、字を火に改めつ  
 る成へし。

不知火の事は、景行天皇紀に見えて、肥後國の事なるが、我が豊  
 前の海にも、時々見ゆ、英醫合信と云へるが著せる博物新編と



云書を見るに、洋海之水味鹹而苦、中有光物、擊之即發、亮如螢、青似硫磺、火色黑夜蕩漿、星點紛飛、風起潮生、浪花如爆、夜半海防發炮、彈丸激水、走金蛇、亦壯觀矣、ごあるも不知火の類にや、但し潮の光るこのみ思はむは、當れりとも思はずなむ。

當國の田字に射場と云ふ甚多かり、兵部式に、凡大宰府管内諸國射田、每郡置二町、其一町賜步射之上手、一町賜騎射之超勝、云々、國司簡試上番、兵士不限騎步、人別令射十箭、每日所試勿過二十人、斟量能不隨狀給之、其能射人及所給物數附朝集使送省、と見えたるは、國府にて物する事なるが、郡々にても、郡司などの其射術の下見なごせし事の有ごと思ゆるなり、又、然らぬ時にも、郷々にて私に物せし事は言も更なり、故射場の名の此處彼處に遣れるにぞあらむ、射場と云ふ事は兵部式に見えたり。

又、鍛冶給、鍛冶屋園、鍛冶屋田、甲田、工園など云ふも、甚多かり、是

は兵部式に、豊前より甲、横刀、弓、征箭、胡籜など、毎年作りて、太宰府に調進せし由見えたれば、其品を作る料の田、或は其匠の住居し跡にてあらむか。

又、師匠田と云ふも多かり、續紀十三に始聽諸國々師乘驛朝集、又勅曰云々、七日之間、屈請緇徒云々、各於當國諸寺奉讀、國司國師共知、檢校所讀經卷、并僧尼數附使奏上、また、日本逸史延曆十六年八月の敕に、諸國講師、所以教導緇徒也、同廿年十二月の條に、改國師曰講師、每國置一人、また、續紀七に、治部省言、去寶龜元年以降、增加國師員、或國四人、或國三人、於事准量深、匪允愜望、請自今以後、依承前例、大上國各任大國師一人、少國師一人、と云ご見えたり、されば、往古は、法に勝れたる僧を、每國に下して、其國內なる諸寺の僧尼は、更にも言はず、人をも導かせられたるか、らに國師とは云なりけり、師匠田は、さる法師に宛られし田に



は非るか。

又、鼓田、笛吹田、笛免など云も多かり。此は其村なる社の神樂の料なりしも多かるべく、又民部式に凡諸國々別置鼓生二人、大角生五人、小角生三人、並免、徭役、また凡太宰府、鼓吹丁云々、豊前卅六人免、其徭役など見えたる徒の田なりしも有ぬべし。

豊前志之一卷

又、衣田と云もあり。續紀三に、先是諸國采女、肩巾田、依令停之、至是復舊焉、と見えたる肩巾田なるか、又、臨時祭式に香取神宮樂人裝束者、令國司付領、若有欠失、拘其解由云々、舞妓八人料、袷衣八領、單衣八領、袴八腰、裳八腰、絹帶八條、襪八兩と見えたる類にて、神社の樂料の田なるか、帶田、袴田など云ふ田字もあれば、樂料にぞ有るべき。

又、桑原、漆園など云るもあり。地名にも多し。民部式に、凡朝集使終事還國者、令二寮勘合官舍溝池桑漆種麥陸田雞鋪設等帳、然

後移送式部省などありて、桑漆は朝廷にも、別に重し給ひて、裁立られし由なり。三代格にも、桑漆を植られし事見ゆ。如此る故に、地名、田、字等に多かる成へし。

已此書を編輯するに附けて、國內盡巡覽つる序に、田畠迫並帳と云ふものを見し事ありしかば、如斯は云ひ出づるなり。

總論

豊前志卷之一終



豊前志二之卷

故渡邊重春著  
男渡邊重兄校

田川郡郷四和名鈔に、出でたるを載せつ。但、世につれて沿革あれば、今と異なるも、有りぬべし。怪む村八十

このなにかれ。他日、閑を得ば、方今のなも記さむとす。以下、皆然り。

按ずるに、景行天皇紀には、高羽と見え、續紀天平十二年、藤原廣嗣の亂の條の下には、多胡麻呂從田河道往、と見へたり。然れば、古くは、高羽と書きしを、續紀和銅六年五月の詔に、畿内七道諸國郡郷名著好字と有りしに據りて、田河とは、改めたるならむ。民部式云、凡、諸國部内郡里等名並用二字、必取嘉名。

或記云、細川家より御引渡の高田河郡四萬六千五百三十一石八斗九合五夕三才。

郡 田

4.1.2  
4.1.3  
4.1.4



○香春郷

今は村名となれり。

豊前國風土記云、田川郡鹿春郷、在郡東北此郷之中有河、年魚在之、其源從郡東北杉坂山出、直指正西流、下添會眞漏河焉、此河瀨清淨、因號清河原村、今謂鹿春郷訛、昔者新羅國神、自度到來、住此河原、便即名曰鹿春神、又郷北有峰、頂有沼、湖世六歩許黃揚樹生、兼有龍骨、第二峰有銅井、黃揚龍骨、第三峰有龍骨、重春云、鹿春の名義は、風土記の文にて能く通えたれど、別に思ひ寄れる事あれば、試に云はむ、其は採銅所村長光家傳に、鏡作遠祖、命銅所村の天照大神とあれど、誤なる由は、採銅所村の下に云へるを見て知るべし。火明命、山開祭と云ふを行ひて、朝廷より、宇佐宮に御調進の寶鏡を鑄造よし見えたるに據りて、考ふるに、先御山開祭と云ふとは、鏡に造るべき料の銅を堀り取るとを、香春の神社に願奉

○雉怡郷

此の名、今は元松村の近隣に存れり。

○位登郷

今は村名と成れり。

○城田郷

此の名、今は上野村の邊に残れり。

る祭成るべし、宮木を伐り取るに、山口然らば、香春は、加具波留の略言歟。加具は加賀とも加宜とも活きて、鏡の名義の炫見なるに合へれば、鏡原にて鏡を造る野原の意にもや有らむ、鹿香の字を加具と云ふ例は、鹿島香山など猶多きを、共れ畧して加このみ云ふは、常の事なり、説の當否は見む人撰びてよ、萬葉集云、拔氣大首任筑紫時、娶豊前國娘子紐兒、作歌「豊國乃加波流波吾宅紐兒爾、伊都我里座者、革波流吾家」。



○採銅所下上 採銅所町

按ずるに、此の村古くは、企救郡に屬きたり。其は三代實錄に、元慶二年三月五日辛丑、詔令太宰府採豐前國規矩郡銅、宛彼郡。倭夫百人、爲採銅鑄作、先潔清齋戒申奏、八幡大菩薩宮、とあるにて炳焉し。宮崎本には鑄作を容作兒に作れり。また、仁和元年三月十日乙丑、太政官處分下知長門國、送銅手一人、堀穴手一人、於豐前國採銅使許以豐前國民未習其術也、と見え、又、主稅式に、凡鑄錢年料銅、鉦者、豐前國銅二千五百十六斤十兩二分四銖、鉦千四百斤、毎年操送、と見えたるも、皆、此處にて採れるにぞ有りける。偕往昔、宇佐宮に勅使御參向の時、此處にて御鏡を製造り、其を御調進ありし由にて、此の村なる長光家の古文書に云ふ、宇佐宮放生會行幸會之二大會、每被遂行、上古從朝廷遣勅使、勅使著船于今居津、御逗留于草場村之在廳、率官人至採銅所、而

金銅奉鑄之儀、被供奉云々重春云、今居津草場村は仲津郡なり。

御正躰金銅次第

- 一 清祀殿一字、板葺九尺間三間四方、柱十二本、高各二丈二尺、殿内惣而土坐、中央鍛冶床口之、
  - 一 天照大神御社一字、在清祀殿西、
  - 一 神宿殿一字、板葺二間三間、中央設右御床三座、所奉安御正躰金銅處也、
  - 一 勅使殿一字、
  - 一 在廳官人小屋一字、
- 先勅使引官人、兼日到著採銅所、寶鏡造進之間、神事被供奉、次清祀殿御事始、先清祀殿四方立御銚、此御銚料者、於築城郡御本山若林山兩山之麓、筑後堀之内、材木伐取之、右之兩山者、桑田郷内也、亦四方四隅立幣帛八本、四方奉引御注連、以綾錦奉



圍殿外爲戒非常也。次香春嵩御山開祭有之。重春云、御山開祭の事は、香春郷の下に云へり。古宮神官奉仕之先、一御嵩一之殿寶鏡之料。次第有之。三山御靈在第三之御嵩之麓。御祭御供神酒等古宮神官口授秘訣也。次長光奉鑄寶鏡之前日、黃金之鉢盛清水、立眞坂木、取添白和幣奉申降天照大神。從前長光齋七日身滌于鹽負川。其後三七日潔齋之後奉鑄御正躰。先日、緇補祓有之。古宮神官勸之。次奉鑄之次第、限日長光出清祀殿勤神事。正當日初一日、奉鑄寶鏡。一之御殿料三銅或六銅。西日奉鑄寶鏡。二御殿料三銅或六銅。卯日奉鑄寶鏡。三御殿料三銅或六銅。次奉鑄之事終而三御殿御正躰入。御于神宿殿奉安置于石御床上。結願之祭兩日長光奉仕之。次奉納御正躰於御箱。次奉乘神輿。神輿三振御三殿分也。次神輿御發幸採銅所。其日入御草場村。豐日別宮卯尅御進發。駕輿丁廿四人。吉田郷東郷北郷之所役也。次供奉。次第勅使在廳人及

神官、神人、氏人等云々、見えたり。此の事は、應永廿七年宇佐宮寺造營日記。放生會之條に、上古は勅使也。今は在廳出仕也。官幣御正躰を持參申此御正躰者、豐前國採銅所より、毎年所進也。とみけたり。猶仲津郡官幣宮の段に云ふべし。備此の古文書に見えたる天照大神と申すは、古史傳に據りて考ふるに、天照大神には非らず。天照國照彥火明命に天香山命を併祭れるにこそあらめ。其は天香山命は、日神の岩屋戸に籠り給へる時に、御鏡を造り給ひし伊斯許理度賣命にして、火明命は御父に座坐し、鏡作の祖神に座坐ばなり。神名式に大和國城上郡鏡作坐天照御魂神社とある是れなり。此の神名書ごもに猶是彼あなるを、其皆火明命なるを思ふべし。天照と云ふより、大御神と思ひ誤れるになむ有りける。

- 鏡山 高野 柿下 香春町 下香春 夏吉古は夏焼 伊加利
- 弁城 赤池 新町 市津 畑村 草場 能方 鋤木田 上
- 野 南木 金田 神崎 大熊 糸田上中下豊前軍記畧云、正殿二年夏相模守高時一族、規矩掃部助高



政、糸田左近大夫貞能、一時蜂起而高政橋籠干鬼岳貞能橋籠干帆柱依之大夫、宮床。

宮尾。糴村。弓削田下上。川原弓削田按するに、此の處は豊前守弓削宿

るべし。同じ頃豊前介吉田の連古磨の壘田も、京都郡にあり。壘麻呂の在任のころは一之

巻に出せり。又兵部式に、豊前國云々、弓二十張、征箭四十具云々、送太宰府に見わたるを以

り思へば、弓を削る料に充てたる田な。中津原。見立。鼠池いげ。後藤町。池

尻。金國。糸村。猪膝。川崎。木城。荒平。眞崎下上。黒木。

安宅。中元寺。落合下上。増田。津野下上。野田。伊田下上。山

浦。伊須原。伊原。添田。添田町。岩瀬。庄。新城。眞木。

福田。元松。赤村。上、下〇按するに、安閑天皇紀に、二年五月壘國我鹿屯倉、さあ

處々に朝廷の御田ありて、田部と云ふを役ひて、伺らしめて、其の御田に成れる稻穀を

蔵むる御倉及其の官倉をも合せて美夜氣と云ひ、又其の御田をも包合せて常に美夜氣

と云りと云れたり。宣化天皇紀云、元年夏五月詔曰云々、其筑

紫肥豊三國屯倉散在縣隔云々、宜課諸郡分移築建那津之口。伊方上、下〇按するに、安閑

肝等、新肝等と云ふ小名あり。此の村の内、古

柿原。桑原。今任下上。白土。成光なみつ。秋永。大内田。

〇田河驛。

按するに、兵部式に此の驛に驛馬五疋を置くよし見えたり。

今は郡名にのみ存りて、何處とも知れず。扱諸國に驛を置か

れし事は、元明天皇紀に和銅四年始置都亭驛と見えたるぞ

濫觴なる。欽明天皇三十二年の條に、驛馬と云ふ事あれど、漢

文の潤色にて、驛の在りしには非じ。既牧令云、諸道須置驛者

每三十里一驛、又云、凡諸道置驛馬、大路二十疋、中路十疋、小路

五疋、其傳馬每郡各五、皆用官馬。又云、凡官人乘傳馬、出使者所至之處、皆用

仁十三年春正月乙未、藤原朝臣緒嗣奏白、伏望諸國驛于准書生例、每戶量給借貸稻二百

束、兼擇驛下好田混授、一處許之。〇雜式云、凡諸國驛路邊植桑樹、令往還人得休息、若無水

處量便

〇多米驛。

按するに、此の驛、兵部式に見えたり。此は此の郡なるべく思

ゆれど、何處とも知れず。宇佐宮大鏡田河郡に多米虫生稻光云

々なご見えたり。



○香春神社

神名式云、田川郡三座並辛國息長大姫大目命神社、忍骨命神社、豐比咩命神社。

風土記云、田川郡鹿春郷云々、昔新羅國神自度到來、住此河原、便即名曰鹿春神。

元亨釋書最澄傳云、延曆二十三年秋七月、從遣唐使菅清公、浮溟渤時、宿田河郡賀春山下、夢梵僧來前、袒衣露身、左肩似人、右肩如石、言之曰、我是賀春明神也、和尙慈悲救吾業道之身、我當加助、求法晝夜守護、欲知我實、海中急難現、光爲驗、澄明日、际山右邊、崩巖草木不生、宛如夢中半身、心異焉、又海中風浪果有光曜、是以思神之不浪也、而建法華院、自創講席、乃神宮院也、開講之後、其右巖之地、漸生草木、年々滋茂、鄉邑嘆異、  
續後紀云、承和四年、太宰府言、管豐前國田川郡香春岑神辛國

息長大姫大日命、忍骨命、豐比咩命、惣是三社、元來是石山而土木惣無生、延曆年中、遣唐請益僧最澄、躬到此山、祈云、願緣神力、平得渡海、即於山下、爲神造寺、讀經、爾來草木翳鬱、神驗如在、每有永旱疾疫之災、郡司百姓就之祈禱、必蒙感應、年登人壽、異於他郡、望請預官社、以表崇祠、許之、重兄云、釋書及續後紀に據りて、香春神宮院の由來を知るに足る可し。豐國紀行に、

上香春町云々、此處に傳教大師渡唐の前夜に、生まれし事あり。此時より、香春に寺を建初めけり。昔は六坊有りしと云ふ。其跡社の左右處々にあり。今も一坊残りしと記せり。  
三代實錄云、貞觀七年二月廿七日、己卯、豐前國從五位上辛國息長比咩神、忍骨神、並授從四位上。  
重春云、辛國息長大姫大目命は、何の神にか座ますらむ。諸君子等の説は、大方風土記の傳を本に取りて、御紀垂仁天皇二年の一書に、難波比賣語曾神、且至豐後國前郡、復爲比賣語曾社神二處見祭焉、と見え、攝津風土記に比賣島乃松原者、昔輕島豐阿岐羅宮御宇天皇之世、新羅國有女神、遁去其夫、來住



十二  
 筑紫國伊波比乃比賣島乃曰此島者猶不遠若居此島男神  
 尋來乃更遷來停此島と見えたる杯に據りて新羅の比賣語  
 曾神を祭れりと云ひ西田直養翁の彦山紀行にも「記傳應神  
 紀の條に垂仁紀の文を引きて國前郡は豊後なり是は彼の  
 豊前の田川郡の香春をかく傳誤りたるならむ豊後に此の  
 神ある事物に見えたるをなしと出でたり翁の考の如く國  
 前と田川と文字もよく相似第一に釋紀に引ける風土記の  
 殘編にて明なり全く比賣語曾神社なるべし」と云へれど比  
 賣語曾神社の豊後なる事は既に小串重威翁の姫島考にて  
 著明きをや又風土記の文は鹿春と云ふ地名の出自の據と  
 はすべけれど祭神を新羅神とする徴とは成し難しかにか  
 くに此の風土記の文は其の義詳ならざれば愆文とこそ所  
 思ゆれ然らば神實は如何ぞと云ふに決く息長帶姫命(皇后)

になむ座まじけむ然るは八幡宮縁起に皇后使妹豊姫與儀  
 良云々とある豊姫の御名正史に見えねど皇后の妹とあれ  
 ば古事記に見えたる虚空津比賣命の別名にて此の社の合  
 殿に座す豊比賣命と同名同神なるべくこそ所思ゆれ皇后  
御傳記に虚空津比賣命又の御名は遊姫命の御事信友説に此の命彼韓征の時甚  
 じき御功勳を建給ひさて歸り坐て後大后豊國を以てこの命に封じ給ひて韓國をも  
 鎮歴させ給ひし故に豊姫と申せりかとも神名帳標註を引きて又筑後豊前肥前等  
 の國にも鎮坐すよし説けるは實にめでたき致なりけり見たりされば矢野玄道  
 翁も伴信友翁も共に豊比賣命虚空津姫命向神の説ふりけり神名帳頭註云風土記云  
 人皇卅代欽明二十五年甲申冬十一月朔日甲子肥前國佐嘉郡與止姫神有鎮座一名豊  
 姫一名遊姫乾元二年記云遊姫大明神者八幡宗廟之叔母神功皇后之妹也氣比宮舊記  
 云玉妃命一名空津姫又名遊媛命皇后妹也神名帳筑後國三井郡豊比賣命神社とある  
 頭註に豊前田河郡豊比賣命神社又號比賣語曾神社重遠曰此恐神功皇后也さては一  
 辛國息長大姫大目命神社又號比賣語曾神社重遠曰此恐神功皇后也さては一  
 柱は息長帶姫命なる事疑なし辛國は彼國を言向賜ひし御  
 功勳を稱へ奉れるよりの御名大姫の大は帶姫の帶と同義  
 の稱辭なり大目は誤字なるべし續後紀に大姫大日とある  
 は日の下に女字有りて大日女なりしを後人の女の字の脱



ちしには心附かず、狡意に大姫の二字を、更に加したるにぞ  
あらむ。さるを、式には更に誤りて、大目となせるもの成るべ  
し。三代實録には、息長比咩神とさへ有るをや。然るを辛國と  
云ふより、新羅神の渡來しなご云ふ妄説を、謬傳して、風土記  
には書きたる物と見えたり。古史傳第六十七段にも、息長足比咩命なる由は、且々云はれたり。さて方  
今此の山に唐木の甚多かるを思へば、新羅神と云ふも、所謂  
有りけに聞ゆれど、此は最澄が唐國より木種を持ち歸りて、  
栽るたりとこそ思はるれ。されば本此の山過半許は、草木も  
無りしが、最澄歸朝の後、年を追ひて生滋りたる由もて知る  
べし。然るに、最澄狡意を以て、釋書に云へるやうの佛風には  
強説せるにて、甚々嘆じき所爲なりかし。  
神宮院 法華院 高座石寺  
何れも、香春神社の宮寺なり。昔は、六坊ありしとぞ。

香春嶽

風土記云、郷北有峰、頂有沼湖三十歩許、黃楊樹生、兼有龍骨、第二峰有銅  
并黃楊樹、龍骨、第三峰有龍骨。

重春云、風土記に云へる如く三山あり。南に在りて高きを一  
嶽と云ひ、其の北なるを二嶽と云ひ、又其の北なるを三嶽と  
云ふ。社は一嶽の南麓に在りて、南に向けり。往昔は、三嶽の麓  
に在りきとぞ。

○彦山權現

和漢三才圖會云、彦山三所大權現社、領三百石、出於國守祭神北岳天  
忍骨尊、中岳伊弉冉尊、南岳伊弉諾尊、別當靈仙寺六百五十坊、祭  
禮二月十五日、幡根於豊前豊後筑前三國、大山有十谷、四十九窟、  
第一谷名玉靈泉湧出、無增減、飲之則能治諸病、如天下有變、其水  
濁矣、三嶽如鼎峙、三神垂跡、崇神天皇時、八角大水、精石出焉、自古



守護不入之山自金鳥居上六十二町

重春云、日子山名を負せたるは、日之御子忍骨命の鎮座る

よりの義なるべし。重兄云、日子山義僧録云、昔に、嵯峨天皇弘仁十年詔曰、

云々、或人云へらく、長寛元年四月十六日、式部大輔藤原永範、

勘文に、熊野權現御垂跡縁起曰、往昔甲寅年唐乃天台山乃王

子信か舊跡也。日本國鎮西日子乃山峰に雨降り給布。其鉢八

角奈留水精乃石。高佐三尺六寸奈留天降り給布次五ヶ年乎經天

戊午年伊豫國乃石鐵乃峰仁渡給云々。重兄云、彦山記曰、今案、王子信不

取信、難と見えたる古縁起を見る所ありて、和漢三才圖會には、

作文せる成るべし。然して彦山は、紀伊熊野の新宮、本宮に祭

れる結神家津美子神の始めて天降れる舊跡と云ふ古傳は

ありたるなり。熊野にて祭る神を申し掠め、諾冉の二尊なり

と云ふ妄説に従ひ、彦山にも、諾冉の二柱を祭るとす。善正法

蓮以來の所爲なり』と云へり。如何有らむ。儲余が知人八條翁

が豊前國は、彦山より地脉起れりと云へるは、さる言にて、實

に我が豊國の鎮とも成れる大山にあれば、此の山に鎮坐

る神社の古き社なる事決ければ、必式にも載せらるべきを、

然あらぬは如何なる事にか心得難し。此は或は古語拾遺に

書かれたる如く、中臣氏の私意以て洩されたりけむも知る

べからず。儲今、仲津郡に豊日別國魂社と云ふがあり。古社と

は所思ゆれど、社の四至甚狭く國魂神を祭るべき地に非ず。

但し、亂れたる世には、領主地頭など云へるが、兵威を以て隣

境を掠め取りて宮の四至など、こよなう狭く成せるもあれ

ば、強に云ふべきならぬ。國魂神とも稱奉るべき社は、必、此

の山の如き所に鎮坐すべきものは、思はるれ。且、豊前坊

別記に由緒ある社に、此の山にあるも怪し。豊前の山にして、然云へるは、豊日、一名豊前



往古の宮居は何處なりしか得知らねど山の半腹より麓の方なる事は云ふも更なり總べて古社にして山嶺にあるは、後世に禿氏が遷したるが如し。

僧義谿が彦山權現靈驗云、崇神天皇御宇乙酉歲有金光一道自西方來直照帝闕連日不滅帝大異之使人覓光所出遠來本山見其光出自南嶽還而奏帝帝喜傾心神廟自時靈驗日著於世矣、重兄云本朝代年紀に凡彦山三岳鼎峙三神垂跡北岳天忍骨命南岳伊弉諾尊中岳伊弉冉尊也云々延喜十九年令豐前守惟房奉幣於彦山神又後冷泉院御時伊豫守頼義祈當山退治安倍貞任自此以當山爲武家御願所又後白河院祈平家滅亡御願成就云々など見えたり、

外記局康和元年九月九日記云參議正三位行備前權守藤原朝臣長房薨云々兼太宰大貳在任之間嘉保元年彦山衆徒有訴訟。

事大以蜂起初赴任之時所相從之郎從不幾然間事發會卒成敗之間不知所爲遂電上洛所辭都督也世以之稱平大貳大日本史云嘉保元年六月五日甲戌非常赦但安樂寺彌勒寺彦山鬪乱者不在赦限、

豐筑乱記云天正四年四月八日大友軍兵四千八百餘騎を段々に引別て彦山に押寄す一山の山伏其勢三千余騎云々寄手の方より寺々に火を懸ければ寺院坊中不殘燒失したりけり三千余坊の山伏討る事數不知打殘されたる山伏は佛來岳に取籠る寄手は黒岩岳に陣を取云々。

豐前國軍記畧云天正十四年十月廿一日毛利輝元攻馬岳城城主長野三郎左衛門降參次攻落香春城云々彦山之山僧憑險楯籠之間以富田左近將監與山佐渡守爲大將攻入山内令放火於門前山僧亦降參重兄云戰國の代彦山城主の下に執當奉行等あり僧坊三千八百坊に及び兵仗を備へ糧餉を積み勢九州の豪雄と對峙して降ら



さりしが、豊臣秀吉九州を征せしに當り、時の座主  
拜有降服せしに、大に神田及領地を削られきこと。

和漢合運云、天正九年辛巳彦山炎上、寶曆四年甲戌六月十三日、

彦山炎上、享保年間、賜宸翰。扁額榜曰英彦山。重兄云、享保十四年靈元上  
皇英彦山に勅諭仰出され、

院宣に曰く、豊前國彦山權現社、有勅願之儀、殊奉稱英彦山、宜抽丹誠天下  
奉平懸祈者、院宣如此、仍而執達如件、享保十四年六月九日、按察使俊清。

和事始云、命婦石川色子と云ひし人、筑紫彦山にて、唐人に逢て

箏を傳へ、宇多天皇に授け奉る。是箏の始なり。是の事河海抄  
に見はたり。

和漢三才圖會云、平城天皇大同年中、豊州宇佐社僧神息彦山僧

定秀等、爲中古劔工之祖、其名鳴于唐、歐陽公賦日本刀歌、唐荆川

先生並讚歎之、

豊前坊社、亦豊前窟とも稱す。

按ずるに、祭神詳ならず。近世、豊日別國魂神を祭れる由の説あ

り、古傳なりや否やは知らねど、此の説には己も從はまほしく

こそ、故、本宮の下れ且々云へりき。彼の世に名高き岩見重太郎が、豊前坊に  
て劔法の秘術を受けしと、岩見報繼錄に

えたり。此には所謂木靈  
らしき書成したり。猶、よく考ふべし。此の社地の杉木林を成せる

が、何れも年舊たる大木にて、其の直きこと他所の杉の及ぶ所

に非ず。古くより歌に正直なる物を云ふとして、杉を引き出

づることなるが、予は此の社の杉を見て、ぞ實にとは思はる。

世に、彦山杉と稱するは是れなり。

重兄云、彦山記曰、豊前國、有高山、高天原之與、主神稱、靈童子、大日靈貴尊之變身也、  
土云、大明命、火返命、行者、開業之時、出現也、有唱和之音、以行者難、柔慈悲、善變作、夜叉形、  
容可畏、勇猛如、素尊、大現、山聲、鳴動、或物作、其威神、身稱、靈  
前坊、天行、夜叉、あり、怪しき事には、あれ、参考にもと記す。

菊理媛命社。

上宮の北にあり。

靈池。

玉葉集云、潔き彦の高峰の池水にすまます心のすまざらめやは

重春云、矢野玄道主の神功皇后御傳記に、此の玉葉集の歌を

引きて、彦山と香春岑とを一つに混じたるは誤なり、香春岑



は前章に云る如く、別山なるをや。

籠水。

山上より二里許南の巖中にあり。唯、水音のみ聞えて、水流は見えず。因籠水と云ふ。上毛郡求菩提山にもあり。

靈仙谷。玉屋谷。別所谷。

是れを三谿と云ふ。

梵字巖。虚空巖。文珠巖。普賢巖。

是れを四巖と云ふ。

大南宮。法蓮堂。般若堂。木練堂。開山堂。北山殿。又神樂殿と云ふ

云ふ。鳥居の側にあり。此の山の地主神と云ふ。 増慶社。

玉屋川。上佛來山。下佛來山。

辨財天巖。材木石。鶯巖。裝束松。圓通瀑泉。御供石。月

輪池。別所谷にあり。池中に島あり。桂島と云ふ。其の島に池明神と云ふ。社あり。 花見岩。麻祓川。浮殿。報

恩院。講堂。如法經堂趾。笈掛梅。御輿松。花月坐石。

應永廿八年鐘。

重春云、此の餘八景、或は十二景など云ひて、月卿雲客の詩甚多かり。其は彦山勝景詩集に譲りて、今は記さず。儲彦山紀行に彦山二の洞と云處の巖穴に、木偶人數々あり、其一を取寄て見る、下髪にて婦人の貌なり。云傳平家の人々先帝を此の山中に連來り、暫し隠れ居り、それより對馬の方へ落賜ひし由にて、此の木像の中には、烏帽子姿又童形もあり。こか名殘をしさに、後に木に刻み慕ひ參らせしなるべしと云へり。猶此の天皇の御事は、企救郡柳村の下に云はむ。

靈仙寺。

伽藍開基記云、彦山靈仙寺、以善正大師爲開山之祖、厥後役小角寓之多年、繼而大沙門法蓮主之、因重新營構、於是神社佛閣悉莊嚴具足。重兄云、豐鐵善鳴、錄に釋善正、魏國人也、久念弘法、圖遊化、風然航海達于筑之宰府、即木朝繼、神帝二十五年辛亥也、云云、唯日子山、神聖而奇。



異、以爲是聖賢神仙之所棲遇也、遂杖錫而歸焉、禱居石窟、云々、後有一雄夫、至、即藤山桓、雄也、初視怪甚、亟來、稍狎、終得魏和、顯明、服正之化、乞正營、一精舍、正乃以所齋佛、像安之、  
而曰、靈山寺、正居日本二十餘年、  
あり、此の事、戸次軍談にも記せり。

彦山靈驗記云、弘仁十三年中、與法蓮上人、奉詔參內於南殿、勤修大法、現奇瑞靈驗最揭焉、叡感之餘、勅賞者、宜依請云々、仍蒙寺領方七里十方檀那、勅許爲勅願處、改日子山爲彦山、被號靈山寺、此時置三千學徒、爲鎮護國家、靈場、准延曆寺、奉祈寶祚、長久、

彦山記略云、凡當山座主職古者皆清僧也、云々、後伏見院第六之皇子助有法親王、爲彦山座主、初爲三井寺圓滿院、門主、號長如法親王、其後以座主職爲妻帶、自是子孫相續座主、職云々、天正九年、大友宗麟放火當山、於是上古傳來之經卷、聖教、本尊、寶物、記錄等、盡成灰燼也、天正十五年、舜有座主遷化而無嗣子、闕貫首職者十有五年也、慶長初、毛利壹岐守侵當山、殆如大友、因是當山老僧等、慶長五年

三月五日、於伏見城、奉訟于東照神君、此時又如先規、可爲十方且那守護不入之由、蒙台命也、慶長六年、細川越中守忠興、爲豐前國主、尊敬當山、爲外護之且那、自請日野家三男爲猶子、以令繼當山座主職、是號忠有座主、後任權僧正、以舜有座主、之女子娶之、忠興以當國田河郡落合村、石千寄附當山、長爲寺領、加之、以一山諸役人、祿、他而二、千石餘、又、天正燒失已後、一山佛神皆在假殿、因之造營諸堂、漸復舊慣、忠有座主又無男子、因之元和九年、請岩倉家二男爲法子、是號有清座主、任權僧正、以忠有座主、之女子娶之、寬永二年、行東都依慈眼大師及細川越中守忠利之執舉、拜謁將軍家、寬永十年至今、領主小笠原家、寺領猶如先規、寬文二年、依春宮御踐祚、下勅於當山、令修寶祚、延長之御祈禱、長爲勅願所、被下行御撫物并御祈禱料、宣傳中納言基賢卿也、云々、自今已後、彌宜奉祈寶祚、長久之旨、被下綸旨、畢、是未曾有之事也、云々、なご見ゆたり。



○丹波大明神

元松村にあり。豊前今昔説に云ふ書に「昔丹波の尼いづの石を包み持來りけるが死して後、彼石大になりければ、村民あやしみ、小祠を建て、丹波大明神と稱す。年経てまた大になりけり。四度も社を造り替けるが、今は神殿の内三尺に六尺ほごあり」と記せり。豊根志に「筑後國久留米三熊郡大石村の産土神の神林は石なり人をして持べし」と出たり又伊勢人荒木田武常より云寄けるは「吾郷にて薪を取く宮田某の家の神棚に一の小祠を造りて石を納めたり其石漸々に大になりて薪を取く宮別事能はず終に其意祠を碎きて是を出し別に祠を造りて納めたり」と云へり。 儲彼の尼の墓と云ひ傳へたるもの、今社の側にあり。

○石亀八幡宮

伊賀里村にあり。内宮儀式に伊加利比女と云ふ社のある古史傳に伊加利は村に、御田参向の次第伊賀利奉仕とありと見たり此の神に由ありけるは、二月十四日村名なり。若くは當社に此の神を祭れるより村名に負ひたるには非ざる。額は豊臣太閤の寄附なりと云ふ。此の社に明德四年七月鑄造の梵

○大悲大明神

鐘あり。久しく企救郡貫村八幡宮の田中に埋れしを、延享四年三月六日に掘出せりと云ふ。徑一尺六寸あり。

今任村にあり。安閑天皇の御靈を祭奉れりと云ふ。此の天皇御慈悲の御心深くおはしまし、が御在位僅に二年にして崩御ましければ、諸人悲奉りて、大悲大明神と齋奉れる由云ひ傳へたり。御紀に、天皇勅大伴大連金村曰、朕納四妻、至今無嗣、萬歳之後朕名絶矣。大伴伯父今作何計、每念於茲憂慮何已と見えたり。如斯る大詔の有りし事を、國司郡司等の且々聞傳へて、大叡慮の程を推測奉りて、齋奉れるにも有るべし。又糸田村に金村大連を祭れる社もあり。如何にも由緒ありけり。聞ゆ。此の天皇は甚英傑させ賜ひむ御紀に、天皇爲人墻宇巖峻、不可得窺、桓々寛大有入君之量と見えたり。



○乙彦公神社

猪蔭村にあり。乙彦公のことは、景行天皇紀云、二十五年秋八月、熊襲亦反之、侵邊境不止。冬十月、遣日本武尊、令擊熊襲。時年十六、於是日本武尊曰、吾得善射者、欲與行、其何處有善射者焉。或者啓之曰、美濃國有善射者、曰弟彦公。於是日本武尊遣葛城人宮戸彦、喚弟彦公、故弟彦公便率石占、橫立及尾張田子之稻置、乳近之稻置而來、則從日本武尊而行之。見たり。今、此處に此の人の墓と云ひ傳へたるあり。此處にて身卒れしにや。物に見ゆざれば定め難し。備今昔説に、十二年七月、熊襲を征し給はむとて、御下向の時、皇后日葉洲姫、中津郡本隈にて大碓小碓の二皇子を同胞双生し賜へり」と云ひ、『日本武尊美濃より弓の達人なる乙彦公を召る。上伊田の山に陣して凶賊猪折を誅し賜ひて、乙彦の下向を待賜ふ。其の山を停王山

○金村神社

といふ、と云へるは無稽の僻説なり。其は先、日葉洲姫命は大碓小碓尊の御母に非ず。又猪折を誅ひ賜ひしは十二年、弟彦公を召る賜ひしは二十七年にて、年序も太く違ひたるをや。

糸田村にあり。今昔説に「大伴金村を祭る。此の村水なきを憂ひて、礦夫をして山を穿しめ、自ら銚にて山を刺賜ふ。それより水出ると云ふ」と云へり。金村、大連は大臣平群眞鳥、其子鮪をも誅ひ、仁賢天皇の御世より、欽明天皇の御代まで、六御代の朝廷に仕奉り、五御世の間、大連と爲られし人なり。如何なる所以ありて、此處には下られしにかありけん。其子狹手彦は新羅國を誅へこの勅を蒙りて、筑紫に下りし事は、御紀に見たり。彼の世に名高き松浦佐用比賣は、此の狹手彦を戀ひて死にたるにぞ有ける。

（神名帳に、大和國葛下郡、金村神社、大月次新尊と云ふ社はあり。）



○福地神社

重兄云、福地の本宮は、上野村の産土神にして、福地嶽の西麓にあり。昔は社僧なご多かりし趣にて、六坊の名今に残れり。豊鐘善鳴録云、釋教順、豊前州田河郡上野莊人也。幼穎敏過人。事彦山法蓮上人、薙染精顯密。二教常遊名山勝地、與覺滿羅運能行等結伴修練。一夕夢三異衲曰、上野山是五穀元神隆靈之地也。汝當速歸建祠以奉神、順覺爲異也。還鄉寓山麓、日夜至心持念。白鳳壬申春正月三日、忽見郡兒來優遊山麓、有騎白馬一童子、謂順曰、多年五穀不登、人民不安、盍禱于神救國民乎。言訖不見。順不覺禮敬喜躍、乃登西北之嶽、果感三神之靈。因奉崇保食神、伊弉諾尊、大己貴命、稱福智權現、亦獲金鈴並補隆金像於山頂。因修本地供、時山上池中、忽現虛空藏、觀音地藏、三梵字、乃建堂以酬指方。由是號山於福智、名寺於金光明。徒衆漸聚、而神

靈日新、大寶中、役小角還自中華、過此山、見順如舊相識、遂授順於舍那密印、又用彦山寶滿暨福智爲金胎修驗之場。自爾後入當峰者、就岩上祝聖持念、因名其岩曰萬歲巖。順居此山殆五十歲、徒衆益多矣。僧房十二、散處山中。晚愛東南洞壑深秀、爲逸老之所、乃勸請福智權現、後人因地名、岩窟權現、又手彫大悲石像安置焉。養老癸亥、入定干窟之西塢、とあり。

○鶴岡八幡社

重兄云、鶴岡社は、勾金庄中津原に在りて、香春町、殿町、中津原、高野、柿下五村の産土神なり。社は小山の上、に在りて、西南に向へり。軍記略に、應永五年正月十七日、大内盛見、田川郡鶴岡八幡宮有社參之事、神宮寺別當行璃、披縁記云々、縁記曰、人王七十六代近衛院御代、仁平三年春、鎮西八郎依爲領地、勸請相摸國鎌倉鶴岡八幡宮、依之號鶴岡、續建五寺一院。大加藍四十



八箇。堂舎、久壽元年賜宸筆之額、號鎮西鶴岡云々、とあり。

○建徳寺

今任村にあり。天慶の頃、一條從三位今任卿創立爲られたり。故村名にも負せたりと云へり。

○興國寺

上野村にあり。稍古刹と見えたり。後醍醐天皇の御綸旨あり。其餘古文書甚多かり。其の綸旨に豊前國田河郡上野寶覺禪寺者、正運廓開嘉域洲單傳之淨場也。修宇起叡情儀式超祖跡宜相并扶桑第一上刹。紫衣法服之御衣、可奉祈聖躬億兆之寶位者、仍綸言如斯。元徳二年己巳八月廿八日左中辨判、寶覺寺長老禪室とあり。重兄云、此の寺に黒染櫻と云ふが有り。細川玄旨法印此の地の邊に採りて、この寺の地は高くしてよき處也。

○淨土寺

伊田村にあり。今昔説云、昔は天台宗、今は曹洞宗の禪宗なり。此の寺の鐘、何の頃か堂後の泉に落入り、龍神惜むにやあらむ。早魃には、里人祭り、池を堀るに雨あり。尙不足なれば、龍頭に繩をつけて、引動すに、必大雨するなりと云へり。

○天台寺趾

重兄云、里俗の語り傳へに、上伊田村内、伊田原の東寺門と云ふところ、天台寺の跡なり。今に残れる礎石は門の跡なり。昔盛なりし時は、三百坊有りきとぞ。筑前人故伊藤常足云、門の跡と云ふは、其の二基、南北に相並べり。礎石の邊に、古瓦残り、云々。

應永戰覽記に、勾金庄天台寺は、往昔傳教大師歸朝の時、香春社に參籠し、修法滿備して、田河郡に十八個の伽藍を建立して、天台別院と號す。台宗顯學の道場とある中にも、天台寺千人の衆徒會して護持國土の名蓋なり。然るに、頃年、稍もすれ



ば、佛衣を脱し、甲冑を帶して、妨亂を企て、淨土寺先に進んで十六個寺の衆徒を引具し、野臥を語らひ、悪行を爲す、云々、大内盛見制使を立らる。驚頭兵部大輔、桂左衛門督、其の旨を承けて、天台寺に立入り、制詞の趣を述べ、寺の傍にて、惡僧六人の首を刎たり、と見ゆ。

○成道寺

中伊田村にあり。今は禪宗と成れり。成道寺縁起云、豐前國田河郡白鳥山成道寺者、傳教大師開基之地、而天台別院十八個寺之一也、云々。

○鏡山

鏡山村にあり。

豐前國風土記云、田川郡鏡山、在郡東昔者氣長足姫尊在此山、遙覽國形、勅祈曰、天神地祇爲我助福、便用御鏡安置此處、其鏡即

化為石、見在山中、因名曰鏡山焉。重春云、鏡の石と化れる故事は、肥前風土記鏡宮の條にも見ゆたり。

八幡本紀云、田川郡に鏡山と云へる村あり。其處の山上に、横二間、長三間計なる大石あり。其の色黒青にして、奇なる石なり。是れ鏡石ならむ。古歌に、『豐國の鏡の池の鏡石かくれもせじな顯れもせじ』。鏡山に寶珠池とてあり。是れや鏡池ならむ。菊池記云、征西將軍第七宮良懷親王肥後下向の時、云々、鏡が池を教へ奉りしに、『磨かれて出づる鏡の山の邊の清き流れにうつる月かも』と御詠ありて、さも天放る鄙竺志にも、あな、珍らかなる所ありとて、供奉の卿相雲客も詠を連ねけり。重春云、良懷は懷良を顛倒せる成るべし。

萬葉集云、鞍作村主益人從豐前國上京時作歌一首、『梓弓引豐國鏡山不見久有者戀敷牟鴨』又云、河内王葬豐前國鏡山之時、手持女王作歌三首、『王之親魂相哉豐國乃鏡山乎宮登定流』。豐



國乃鏡山之石戶立隱爾計良思雖待不來座石戶破手力毛欲  
得手弱寸女有者爲便乃不知苦

重春云今昔說に七曲坂の上より南方一町餘に穴あり高  
六七尺入ること二間餘にして腰をかめて入る横七八  
間餘あり内に石一あり神躰と云風土記にいふ神功皇后  
の鏡石に化したる處と云と見えたるは附會の説なり此  
の石は必鏡山に在るべきものなるをや偕又河内王の墓  
は鏡山村おほき原と云ふ處にありて王の墓表とて甚年  
歴たる松の有りしが昔年枯たりて今も尙朽木残り  
おほき原は大王原を訛れるにぞあらむ  
玉吟集に云八百萬久に見るべき豊國の鏡の山もわが君の  
ため宗隆豊國の鏡の山のくもらぬに光をそへて出づる月  
かげ衣笠

○猿丸大夫墓

和漢三才圖會に豊前鏡山此處有猿丸大夫塚と見たり此  
處に在事覺束なし扶桑隱逸傳に猿丸大夫者深草郷人至今  
土人名深草曰猿丸郷于後隱乎江州曾東山中と見え鴨長明  
方丈記にも涉田上川尋猿丸大夫之墓是也余故尋曾東山中  
過田上川行二里餘臨于川有岩居之跡幽趣可悅却入山中一  
里許有猿丸祠と見れば近江國に在るべくこそ但猿丸  
は如何なる人とも知り難く或説に元明天皇の頃の人なり  
と云へるは續紀に和銅元年從四位下柿本朝臣佐留卒と見  
えたる名に思ひ寄せしなめれど取るに足らず縣居翁は猿  
丸の家集を見るに今の京此方の體にて必奈良人の歌に非  
るよし云はれたりかにかくに始終詳ならぬ人なれば強に  
此の地にては非じとも云ふべからずなむ



○小富士山

三七八

香春郷高野村にあり。應永戰覽云、昔弘法大師名付賜ふ。應安元年の秋、良懷親王征西將軍の宮と成りて、肥後國御下向の時、香春の里に御輿を昇す。させ、富士を御覽ある。

良懷親王

駿河なるふじの高峰は名のみ聞く香春の里に不盡を見るかな

竹林院三位

東路に富士の高峰はありと聞くに筑紫の宿に見そめつるかな

花山院少將

○は おもはずも筑紫の旅の道すがら富士を香春の里に見む

○高羽川

按ずるに、景行天皇紀十二年、熊襲を討ち給ふ條に、三日麻剝、潜聚徒黨居於高羽川上、と出でたるは、今の伊田川なるべく、その所思ゆる國郡の名は、大方は其の國內郡内なる大山大川に負ひ持たる例なるを、伊田川は此の郡の大河にしあれば、郡名を負ひたるものなめり。倭河上なる彦山より流れ出づるを麻拂川と云ふ。此れを今は阿佐波良比加波と唱へれど、拂は波伎とも訓むべき字にて、麻剝の剝と音の相通ひて、あさはぎと稱ひけむを、後に訛りて、あさはらひとはなれるなるべし。此の流末は、筑前國なり。倭高羽川を豊後風土記の箋釋に、下毛郡高瀬川とせるは非なり。高瀬川は、御木川なる事、彼の卷に云ふを見るべし。

○縁野川

三十九



按ずるに、同御紀の同段に、四日土折猪折、隱住於綠野川上、獨恃山川之險、以多掠人民、と見ゆたり。此の川今は詳ならず、又、徴ご爲へき事跡もなし。但し猪膝村あり。是れ猪折と云ふに、聊由緒ありげに聞ゆ。或は猪折は猪膝の書誤りに非るか。是はせめての考なり。猶能尋ぬべし。或人は、今の赤谷川なるべしと云へり。此下流仲津郡天生田川となれり。然れば、御紀の同條に、一を鼻垂と云ひて菟狹川上宇佐郡に居り、二を耳垂と云ひて御木川上中津川に居り、三を麻剝と云ひて高羽川上川田に居りしなれば、土折猪折は必、此郡にても郡西ならでは、次第違へるに非ずや。通證に綠野川疑豊後國大野郡と云へるは、殊に地理違へり。豊後風土記の箋釋に、綠野今、綠川と云へるは、何の川を云へるにか。さる名ある事を聞ず。借、綠野の訓方は和名鈔、上野國の郷名に、美止乃とあれば、其れに従

ふべし。重見云、或人曰、綠野川は、田河郡上落合村に在りて、今は綠川と云ふ。此の川、ふ上折猪折が隠れたりし、綠野川上の窟は、彦山坊中より二里許、南の山中に、姥窟ふ上折猪折が隠れたりし、綠野川上の窟は、彦山坊中より二里許、南の山中に、姥窟

○赤村温泉故趾

今昔説に云、今、其の跡あり。横一間半、長二間、厚四尺餘の石にて覆びたり。其の下より、温泉出でしと云ふ。

○小督局墓

中伊田村なる成道寺にあり。源平盛衰記に、『櫻町中納言しげのり卿の女に、小がうの殿とて世に類ひなき美人、琴の上手にておはしける。云々。かく龍顔に近づき参らする上は、國母后にいはれたまはむ事も、難かるべきにあらず。云々。新尼小督局也なく、嵯峨へ歸りたまふ。暫くこゝにおはしけるが、後には大原の別所に閉籠り、行ひすまじ賜ひけり』と出でたり。後に此の國に下りし事あなるにや。詳ならず。重見云、故伊藤常足云、寺の後の少藤南



の方、高き所に、小督の局の墓云ふ物あり。下は石を集めて、上に二尺四方の石を置けり。又其の上に一尺八寸四方許の石を置けり。此の石の四方に、佛像を彫付けたり。其の形甚古し。其の上七輪塔なり。小督局縁起云ふ物有り。古物にあらず。小督局の墓をおろして後、太宰府に來たり。此の寺にて病ひして没せる由記せり。云々。

○爲朝屋敷

中津原村にあり。鎮西八郎爲朝、此所に館を造り、暫く寓居せり。云ふ。此は確然には、定め難けれど、此の人の勸請せしと云ひ傳へたる社の此の近隣に往々あるを以て思へば、然る事なしとも、ふつには云重兄云、豊前縣永興郡に爲朝十三年而下。豊後居。千日杵。仁平。吹元。

○香春嶽城趾

天慶三年藤原純友築いて、次男伊豫次郎純年に、家人を添へて守らしむ。同じき四年、純友亡びて後、純年逐電す。保元二年、平清盛太宰大貳と成りて、鎮西下向の時、其の臣越中次郎兵衛盛次に命じて、香春嶽山王宮の東に築き、鬼岳城と名く、平

○岩石城趾

添田村と上赤村との境に在り。保元三年、平清盛當城を築きて、大庭平三景親を置きぬ。應保元年より豊後の人、日田陸奥



守の次男日田判官宗道居り、文治二年より筑紫三郎種有、同じき彌平治種因居城。承久の亂に、種有官軍に従ひ、所領を沒收せられ、承久三年よりは、豊後。大友家の抱城かぢりとなりぬ。曆應元年より、大庭十郎左衛門景道、弘治の頃は、筑前秋月古所より懸け持ちたり。應安元年より、熊井右近將監親盛、大内氏の命によりて、當城を守る。永徳の頃は、大庭平太景忠、又、大内の命にて守りしに、應永五年、大友豊後守氏公の氏公は氏監の嫡子なりに攻め落され、後復のちまた、大内盛見、氏公の軍を破りて、當城に大庭景忠を置きたり。景忠より、平太景行、九郎景種、豊前守景則、右馬頭景尙に至る五代の間、居城せり。天正廿一年より、原田右京進、永祿元年より、高橋九郎長幸、天正元年より、熊井越中守、同十五年より、毛利九郎右衛門高頼毛利信俊の子、其の子吉十郎居る。重兄云、豊前軍記略に、熊井越中守、以精兵三千人守岩石豊前

云々四月七日、秀吉公以丹波少將秀勝爲太將、以蒲生氏郷、前田利長等爲副將、其勢都合五千餘騎、取圍岩石堅城、氏郷向大手、利長襲搦手、忽攻破二三丸、依之敵楯籠本城、寄手先鋒坂源次郎、押立白吹貫攻上、城兵以鐵炮打破吹貫、寺島半左衛門、太田喜藤次、松平久兵衛、岡左内、同半七、西村左馬允、岡田大助、爭先自前後攻入、云々、所討取首四百餘級、獻秀吉公、秀吉公以増田右衛門尉、賜感狀於氏郷、利長等、重春云、山陽の外史に、城跨豊前筑前之間と云へるは、誤なり、筑前の堺までは、猶間遠まはの地なるをや、横山家中津藩士に所持せる太閤よりの感狀にも、豊前國巖石城と書れたり。重兄云、其の感狀は、當月朔日、豊前國巖石城攻落之刻、其方事蒲生氏郷、國旗下挑戰、實跡者乎、追而可行、忠賞之狀、如件秀吉、花押、天正十五年四月廿八日、横山家内尉へ、今昔説云、此の城の大手、今の法光寺の地なり、搦手の城門は、赤村に在しが、解き崩せし時、今任村箕田氏貰ひて、己が門



とす。此の門今も存せり。因云、天保十三九月八日、法光寺の上なる經藏を見に行きけるに、岩石城の門扉なるよし、今此の堂の扉こせるもあり。

○戸代山城趾

大内田村にあり。曆應二年、菊池肥後守武重築く。貞和の頃、武重太宰府警衛の爲めに歸國し、麻生玄蕃頭菊池武宗武重の子等を居らしむ。應安三年より、畠山式部大輔義深、其の子義豊義豊、説一に義多と云ふ。其の子義孝、其の後大内盛見、畠山氏を討ち亡ぼして、其の嫡子内田右馬頭に在城せしむ。永享三年、菊池武忠、當城を攻落して、桃井直次を置く。同じき四年、再、大内氏の抱城となり、陶越前守弘護の長男武護居る。文明元年より、大内氏の代將杉弘長、天文二十二年、宇都宮家之れを攻落し、西郷興正の父入道愚閑に居らしむ。弘治年中、毛利元就、坂新五右衛門

に命じ、戸代山を守らしむ。天正中、小早川義平秀弟守り、義平病死の後、馬屋原左馬之助元有居城せしが、豊臣家に降り、即て、城破却す。

○手切城趾

香春岳の後にあり、千手氏の抱城なり。

○建徳寺城趾

上今任村釋迦堂原にあり。天慶二年、一條參議今任卿築く。兄重云、卿は小野好古に隨ひ、純友退治の爲めに下向せられたる也。十六代の孫、一條入道蓮淨、大友氏鑑まことに從ひしが、大内盛見に攻められ、應永六年自殺す。其の子伊豆守高任、土佐守惟任、大内家に屬せり。

○蛇面城趾

下今任村にあり。曾我太郎祐長居城。

○明神山城趾



桑名村にあり。曾我氏居城。

○若木城趾。

秋永村にあり。應永の頃、大森安房守居る。

○丸岡城趾。

同村にあり。城主未詳。

○平岡城趾。

添田村にあり。田原氏居城。

○金岡城趾。

金岡村にあり。城氏居城、菊池の一族なり。

○大善寺城趾。

伊加利村にあり。大友能直築けり。後、曆應元年、菊地武重造作し、嫡子太郎武光に守らしたり。

○勝司嶽城趾。

探銅所村と鏡山村との境にあり。豊臣太閤、馬嶽城の附城とせられたり。

○上野村城趾。

今立屋敷と云ふ。香月兵庫介輔吉居城。秋月種實の旗下なり。

○重兄云、故伊藤常足云、香月氏と云ふは、東鑑に見ゆる藤木七郎則宗の苗裔にして、其の先祖、筑前國遠賀郡香月村より出でたり。遠賀、鞍手兩郡、田川郡等の内に、藤木七郎の子孫と稱する者多しといへり。

○黒岩城趾。

上津野村にあり。城主未詳。

○観音寺城趾。

上野村にあり。狩野宗印居城。秋月の旗下なり。

○城道寺城趾。

同村にあり。城主未詳。

○諏訪山城趾。



鋤木田村にあり。城主未詳。

○赤池村城趾。  
城主未詳。

○新田城趾。  
辨城村にあり。高橋元種居城。

○彌次郎畑城趾。  
同村にあり。寶珠山彌左衛門居城。

○名木野城趾。  
金田村にあり。麻生彈正居城。大友旗下なり。

○勝山城趾。  
猪膝村にあり。城主未詳。

○立遠城趾。  
眞崎村にあり。藏地左近居城。

○中元寺村城趾。

木工介平弘依居る。後日向國に赴けり。

○安居城趾。

安宅村にあり。宗像左衛門尉惟代居城。

○椎木谷城趾。

池尻村にあり。城主未詳。

○平原城趾。

田原村にあり。田原氏居城。

○金國村城趾。

星野源太居る。星野九郎實旨、兄を攻め落して城を奪へり。

○糸村城趾。

星野九郎居城。

○大豆塚山城趾。



○ 岩石の麓、四五丁許西の方にあり。豊臣太閤前田孫四郎に命じて築かしめ、岩石の附城とせられたり。

○ 白土村城趾。

城主未詳。

○ 上落合村城趾。

城主未詳。

○ 下落合村城趾。

城主未詳。

○ 下赤村城趾。

城主未詳。

○ 山浦村城趾。

城主未詳。

○ 眞木村城趾。

豊前志二之卷

田川郡

城主未詳。

○ 福田村城趾。

城主未詳。

○ 上伊田村城蹟。

城主未詳。

○ 高鳥居城蹟。

豊前筑前の境にあり。元和元年、筑前國に入る。

○ 小内田村城趾。

城主未詳。

豊前志二之卷終



豊前志卷之三

故渡邊重春著  
男渡邊重兄校

企救郡郷二村百九。

按ずるに、舊事天神本紀、雄略天皇紀等には、筑紫つくし聞と見え、三代實錄令義解には、規矩郡とあり。和名鈔云、豊前國企救今本久に。  
久を誤りて、多に作れり。

或記云、細川家より御引渡の高企救郡四萬二千五百九十六斛二斗七升八合六夕二才。

○長野郷

今は村名となれり。

○蒲生郷



今は村名となれり。和名抄云、近江國蒲生加茂不。

○片野 片野新町 萩崎 一郎丸 中津江 大島 足立

熊本 黒原 富野下上 二十町にじゅうまち 馬寄 原町 白野江 城

野下上 丸ヶ口 堀越 志井 徳力 南方下上 北方 北方新

町 守恒 隱蓑今昔説に、安徳帝隠れ賜ひし處云、薬師堂を、元文中、中群替し

本納すこ 見たり。今村 蒲生 高野 小熊野 高槻 内畑 荒生

田 到津 井堀 中原 田町 干上 外町 金田 原町

菜園場 篠崎下上 小森 呼野 祇園町 木下 能行 井

手浦 藍之島 辻藏 新道寺 舟原 三岳 田代 石原

町 高津尾 合馬 吉金 徳光 山本 長尾 道原 頭

吉 矢山 津田 田原 長野下上 赤坂 内裡 柳村 平山

小森江 楠原 門司 田之浦 向野 大積 黒川 北

久 柄杓田 島村 伊河 津喰つま 今津 恒見 吉田 吉

志 沼村 湯川 蟻田 石田下上 市丸 横代下上 水町 葛原

曾根下上 貫村疑山、彌野、野云、其の名より起りし。メキ、子キ、同韻なり、是れに

仍、今、山を、里を、貫(メキ)と云ふ。いこ大名なり云々 朽網西東

以上百九箇村なり。

○到津驛

按ずるに、今、到津村あり。是れなり。續紀天平十二年、藤原廣嗣の亂の條に、企救郡板櫃いたびつと見ゆたるは、此の到津の事にて、延喜の頃は、既く板櫃を到津と訛たがひりたりき。故、兵部式に到津驛とありて、驛馬五疋を置くよし見ゆたり。重兄云、宇佐宮大鏡に、到津、南限、高杯山、西限、筑前、遠賀、北限、海云々、見ゆたり。

○杜崎驛

按ずるに、小倉、篠崎の内に森崎と云ふ所あれど、到津驛と間近ければ、是には非じ。然ては、何處ぞと考ふるに、合馬村と云



ふあり。アフマはハユマを訛れるにて、即傳馬を出すより名の存れるにもや有らむ。下毛郡にも合馬村あり。是もハユマを訛れるよしは、彼の卷にて云はむとす。併せ見るべし。尙驛の事は、豊前官道考に、巨細く云ふべし。

○小倉城。

傳へ云ふ。往古榮西云ふ僧、此所に庵を建て、指月庵と名けて居れり。榮西は、備中國吉備津宮の賀陽氏より出でたる人にて、仁安三年商船に乘りて、西土に渡りし事あり。建仁三年平安城の東に、大禪苑を建てたり。此れを後に、勅して建仁寺と云ふ。故に建仁寺榮西と云ふ。建保三年七十五歳にて寂しき。巨細くは、元亨釋書に見ゆ。正和の頃、菊池武光、其の庵を足立山の麓に移して、此の城を築き、三男彌太郎武親を置たりと云ふ。武親は後に大内家に従ひ、又大友家に屬す。天文廿二年、大内より、冷泉五郎隆豊を置く。永祿四年、大友家より、奴留湯左馬介を置く。天正十五年の冬、豊臣太閤の命にて、企救、田河の二郡を、毛利壹岐守勝信に賜り、領地八萬石小倉に

居らしむ然りしより以來、勝野城と名を改め、後再び舊名に復す。慶長五年、黒田侯大友家を滅ぼし、田川郡香春城を攻め落し、小倉に向ふ。勝信、城を捨て、走り、船に乗りて落ち失せたり。即、黒田家の城と成りしに、程なく、筑前國に遷る。細川家、越中守忠興、法名三齋代りて、丹後國田邊より來り領す。領地益國八郡に豊後國速見國前の二郡を加へて、三十九萬石なり。一説に、三十二萬石とも云へれど、誤なり。但し、忠利の息、中津に居り、忠興、小倉に居る。二十年を経て、忠興中津に遷り、忠利小倉に移れり。寛永九年、細川忠利肥後國に遷され、當國の企救、田川、京都、築城、上毛、仲津、六郡の地、十五萬石を以て、更に小笠原右近大夫忠真に賜はりたり。忠真、小倉城に居り、其の後裔、今に至るまで、連綿相續せり。

法雲壽山外集、小倉城樓記に云、小倉海西一都會也、地勢方正、居高臨下、外扼九州之咽喉、內擁二豊之要領、而城樓據乎中心、



五層二十丈石壁如削重門襲固環以絕壑凡主此城者莫不二代忠良而藩屏于國家也中東望群山委蛇貯奇朶秀有門司赤馬二關分于南北而潮水噴激躍乎其間名曰視海平沙漠々柳浦浮煙長松偃蹇浪拍高濱由濱南折有五峰巍然拔起如青芙蓉者爲廣壽山其南一峰卓立高挿霄漢者則足立山也南則志波津廣野臺龍鼻諸山盤紆縹渺杳接天目其前則田洋萬頃如布花茵北俯則滄海一望渺漫復無涯際彥島間嶼橫藍聯翠出沒乎波濤烟靄之中若銀盤捧青螺也其西則平松濱濱之上則感神院林樾蒼澗綠映蓮塘又其西則愛宕山到津岡樹色深沈與蓬萊方丈之園楫恰如鼎足其西南松崖層々臺殿上聳者爲清水寺背有一峰巋然挺出者帆檣山也其麓峻岡重巒回複連綿若升若翔若拱若趨而下飲于蒲生川々自菅瀑而來匯而爲淵曲而爲臯爲陂爲沼合爲一流而入于城內上架豐橋下跨大

橋橋之東西通衢橫縱雉堞棊布市井星羅下略重春云法豐は延寶年間廣壽山に住せし僧なり。小倉の地理を善く記せり。故に拔萃して出しつ。

門司關趾。

門司村にあり日本事跡考云門司關即赤間關之東岸也重兄云此の關

いづつ頃より置かれたりけむ。さだかならねど日本紀孝徳の卷に、大化二年丙午定諸國之關宿とあれば、まづこれより後と知るべし。

類聚三代格延曆十五年十一月廿一日太政官符云應聽自草

野國坂埒門等津往還公私之船事重春云草野津は京都郡にあり彼の卷に云ふべし。右得太

宰府解備檢案内太政官去天平十八年七月廿一日符備官人

百姓商旅之徒從豐前國草津津豐後國國埒坂門等津任意往

還擅漕國物自今以後嚴加禁斷但豐後日向等國兵衛采女資

物漕送人物船取國埒之津有往來者不在禁限除此以外咸皆

禁斷者府依符旨重令禁制上件三津尙多姦徒舊來越度不得

禁斷又雖有過所而不經豐前門司如此之徒咸集難波望請便



令攝津國司勘檢過所并門司勘過者、依法科斷、然則軒源自清、越度亦息、謹請<sub>二</sub>官裁者<sub>一</sub>、被大納言正三位紀朝臣古佐美宣備、奉勅自今以後公私之船、宜聽自豐前豐後三津往來、其過所者依舊府給當所勘過、不可更經門司、但承前所禁不在聽限、長門伊豫等國亦宜承知、重春云、衛禁律云、凡私度關者徒一年、罰三關者攝津長門或一等餘關又減一等三代實錄云、貞觀八年夏四月十七日辛卯、譴責豐前長門等國司曰、關司出入理用過所、而今唐人入京任意經過、是國宰不慎、督察關司不責過所之所致也、自今以後若有驚忽、必處嚴科、大日本史平清盛傳云、知盛造壘其管國長門引島塞門司關以備諸源、太平記云、元曆二年三月、義經長門國馬關に馳向、範賴九國軍兵を相具して、豊前國門司關に向ひ、平家を中に取籠て、互に限ごぞ戦ひける。

百鍊鈔云、文治元年三月二十四日、於長門門司關、爲源軍平氏悉被責落了、前帝外祖母二品奉抱幼主没海中、云々、重春云、門司入しは、猶古き事なれど、開關きたるまゝに書かれたるなるべし。六百番歌合云、戀しこもかくは人にも志られなむおもふ心や文字の關守、中宮權大夫拾玉集云、おもふ事をかくぞ嬉しき文字の關心とむべき道ならなくに、慈鎮旅人の心づくしの道なれやゆききととむる文字の關守、俊賴朝臣家集云、行きすぐる心は文字の關屋よりととめぬさへぞ書きみだれける、玉吟集云、玉章も都へゆかば言つてむ文字の關路にかへる雁が音、千五百番歌合云、今宵かく心づくしの言の葉や秋をととむ



る文字の關守顯昭

夫木集云「文字の關おつる涙の玉章を書きあへぬまで都をぞおもふ」衣笠「まれにだにあふことかたき道なり」と一筆見せよ文字の關守藻壁門院小宰相

九州道記云「ふる里に言傳言傳やらむ一筆も書きや絶絶ひなむ文字の關守」

○祇園社

小倉にあり重兄云社傳云貞觀十二年四月京都より申下し、鎮坐成奉る云々。

○到津八幡宮

到津村にあり宇佐郡記に云宇佐宮大宮司公達大友家に從はず討手來りて焼討す後神輿を西豊前西豊前到津に移し天正十一年上宮を造營し還幸あり。

重兄云社傳云當社の御鎮坐は神功皇后三韓御征伐の時筑紫檀日宮より穴門豊浦宮に還幸ほしまさんさんとて御船を寄せ居たまひし故に號けて到津と云ふかくて神靈を崇め祭りしが其の後又後鳥羽院の文治四年神託ありて再宇佐八幡宮を勸請せしことぞ。

大友記云「永錄四年七月廿日大友義鎮宇佐を亂焼す神官社僧等神輿を守護し西豊前に赴き暫く御鎮坐せし所を到津と稱す其の後義統の代になり天正十一年癸未上宮を造營し宇佐に還幸なし奉りぬ云々維新前迄藩主の氏神として、尊敬極めて厚かりき。

○篠崎八幡宮

宮尾村にあり傳記に云敏達天皇の御時御社を建立す御神殿の跡今は朝倉谷と云へり天慶五年純友好古の兵火に罹



り、社頭灰燼と成り、漸く神寶の御宮を守護し奉り、宮、尾山の祇園森に奉遷、今の篠崎八幡宮是なり、と見たり。又、社傳によると、其後、復、天正六年十一月、大友宗麟の兵火の爲めに、本殿を始め、社殿悉く焼亡せり。慶長五年、細川忠興入國あり、當社の尊敬いと厚く、社頭の造營、神領の寄進などありき。社司川江家所持の古文書、矢流馬次第の下に、於神宮寺三人之射手酒肴有之と云ふ事あり。古くは、神宮寺有りし成るべし。

和漢三才圖會に、神宮寺在、小倉と見たり。是を云ふ。

○蒲生八幡宮

蒲生村にあり。重兄云、社傳云、清和天皇貞觀中、宇佐八幡宮を勸請し、相殿に祭る。元暦元年三月、安徳天皇御入水の砌、三種の神寶海に沈みしかば、高濱浦の漁人岩松某に仰せて、尋ねさせ給ひしに、某、此の神を祈り、網にて引揚げ奉りしかば、御

感の余り、鎌倉より田地を給へり。某、即、此の田地を御社に奉り、神領とせり。天正中、大友氏の兵火にかゝりて焼亡し、其の後、高橋三河守鑑種、神殿を造營し、華表を建て、規矩八幡宮と崇む。慶長五年、細川忠興が新城を築かれし時、當地を今の中島山に移し、企救八幡宮の名を改めて、蒲生八幡宮と稱しき。則、今の神社也。

○門司八幡宮

門司村にあり。

以上五社、小倉藩主の祈願所にて、府内五社と稱す。

○隼部明神

和漢三才圖會云、和布苜神社、在企救郡隼部村、昔爲長門國、豊浦郡赤間祭神彦火々出見命也、毎年除夜子、刻許、海水乾、於是神職以炬明、入海中、刈和布、翌元朝備神前、謂之、和布苜神事、此地者、昔屬長門



國而神功皇后三韓征伐之後、門司赤間之交成海、門司關及當社屬豐前、而赤間關屬長門、南北隔海一里、重春云、準部の出崎まで海を隔

る事六町許あり。本居宜長翁云、早柄神社に海布刈の神事と云ふあり。其の夜は常より、殊に甚しく潮の干るを彼の社の神主海宮は石階を五百段降りて、底の海布を刈る。其の同時に長門の一宮の神主も、松明を執りて、北より同じく五百段降りて相野ひ、丑時のくだりに南北へ相去る。此れに因つて、其の浦を五百浦と云ひ、また異きて段浦といへり。準人祠略記に云、準人祠、在長門國企救郡富野、縣文

字關之北、距小倉三里許、與赤間壇浦隔海相對、所祭之神五座、一日、玉依姬、二日、彥火々出見尊、三日、豐玉姬、四日、鷓鴣草葺不合尊、五日、阿度目磯良夫、疾靱爲隘也、其方潮水盈虛之時、海底雷轟怒濤蹴天、雲霧聚散晦暝不時、實本道之至險、西藩之要路也、祠後有一巨石、因石建祠、前有謁殿舞殿神厨謁殿、下建石鳥居、出鳥居則海有石磴達海底、雖虛潮之日、而不見其所窮、除夜刈和布之時、蓋自此石磴下云、中火闌降命苗裔諸準人等、至今不離天皇宮墻之側、世吠狗奉事也、準人之所以名地亦在此、因

以地名爲祠號也、

重春云、此の傳記の説、祭神は彥火々出見命なるに、準人之所以名地亦在此、云へるは、齟齬る説なり、此は火闌降命なるを諱みて、彥火々出見命とは云へるにや、然るに、社號は人耳に在りて、爲へきやうなれば、猶古傳のまゝ、に書けるもの成るべし、若然らば、ハヤトモは本、ハヤヒトなるを訛りたるにこそ、且、火闌降命は海幸ある神なるが、除夜に和布を刈る事も、亦海幸の一なるに合へるをも思へ、西田直養翁の速吸門考には、『神代紀』一書に、伊弉諾尊追伊弉册尊所在處、乃所唾之神、號曰速玉之男、此既不祥、故欲濯除其穢惡、乃往見粟門及速吸門、然此二門潮既太急、故還向於橋之小門、而拂濯也、中あるもておもへば、早柄社は本は、ハヤタマノヲノ社にもあらむか、古は此の御神を祭り



じもの成るべし』とあれど云れたりも思はれず。此は必  
 火閼降命なるべくぞ所思ゆる。赤縣太古傳には『速輅』と  
 も云ふは、速は字の如く、輅は借字にて、巴の義也。其は巴  
 は、都て海河の渦卷く處を云ふ詞にて、出雲風土記に、國形  
 如輅繪と有るも、其地のすまひ繪にかける輅に似たる由  
 なるを思ふべし。斯て、輅をトモと云ふは、其の巴に似たる  
 故の名にて、未なり。然るに、巴の字をトモと訓みて、輅繪  
 をかける形に似たる故の訓と思ふは違へり。云々、地名に  
 巴州巴郡など云ふも有りて、水流曲折三回如巴字と云へ  
 る義に依りて、トモエとは訓むならむか』と云はれたり。尙、  
 速輅のことは洞海速吸門等の下にて云はむとす。海布布神  
 世に高く開きたる事なれど、詳細は記せざる。我が學兄川江直種が、明治十年の頃、其社  
 の祠官となりしかば、詳に知りたるよし語れり。かれ、その景況を問へるに、答へけ  
 らく、その社の舊神官大森信英といへるが、その頃、祠掌なりき。直種は、祠官なれば、

其の神事をも、任奉るべき事には侍れど、古より神祕とせざる。若しなれば、猶、信英に  
 仕へ奉らするこそ、よか入められたりて、強に信英に任奉らしめざる。吾より大森信英に  
 神氏には、其神祕を傳へたり。甲宗八幡宮の神官大神氏の代りて、仕奉る例也。かれ、大  
 神の間に、炬火の料を伐りて、割りて、日に干づから作りけり。さて、除夜の半どりに、結ひ  
 づがねて、海布布の神事の炬火を見つるは、あしかりとて、下の關を始めて、長門豊前一だに  
 しては、毎に戸を閉ぢて、外に出づるは、あしかりとて、下の關を始めて、長門豊前一だに  
 見ては、海布布の神事の炬火を見つるは、あしかりとて、下の關を始めて、長門豊前一だに  
 けては、海布布の神事の炬火を見つるは、あしかりとて、下の關を始めて、長門豊前一だに  
 守りぬ。此の鏡桶は古く影も見ぬすなむなれり。も直種は廻廊に在りて、其火を打ち  
 もりて、下れり。下は砂磔三問ばかり顯る。潮の甚なり。満ちる時、其の石階の中央に失せ  
 ぬ。一尺餘になりて、草履は潮に濡れてほく。根れたるを、直ちに引き、炬火の長さを  
 務所に返りて、炬火を潮に焼き、壁の如く、洗ひ、軟きて、かちの海布布を、神前に奉るなり。さて、社  
 る事あり、他心も出でず、答へたるは、長みさやうつ、おもおのぼ、石階を下りゆく。神事仕へ、  
 ちから道ありて、其の道を行く。添布の懸れるが如し。その湯泉の如く、なる處の、潮のたぎ  
 ざれば、彼方の巖には、必生ひた。海布布の生ふる處、二處ありて、此の方の巖に生ひ  
 てふかへるは、海底ならん。おひぬさも、奇なる事ならずや。



○福大夫社。

曾根村にあり。祭神詳ならず。何の御世にか有りけむ。禁中にて五色の論ありしに、某と云ふもの白色を褒め、赤色を貶しけるに、叡慮に違ひて配流せられたり。後に其の靈を祭れる由、云ひ傳へたれど、妄説なる事は云ふも更なり。但、此の村に紅花を作らず。作れば、必、白花と化ると云へり。如何にも、事の出自ありぬべし。

○足立山妙見權現。

梅洲語錄足立山妙見記云、豐城郭門之東南三里餘皆山也。巍然拔地壁立萬仞、高聳霄漢者、足立山也。其頂崖高地窪處、構足立權現祠。是曰和氣清磨廟。孝謙天皇御宇天平寶字間、弓削道鏡解麻呂官爵、斷足筋竄於隅州、舟着于豐前長洲。重昏云、長洲は誤なり。此の郷の事は、宇佐郡の卷に云ふを見よべし。再詣宇佐宮告訴、大神復出現、而告之曰、

備已無辜、而罹此厄、我爲備從此西於企救之山下作温泉、備往而浴焉、則所患立愈。清麻呂來而浴、此温湯未幾兩足如故。平復既而温泉亦乾涸、其跡今尙存焉。自此名斯所爲湯川也。於是清丸結廬于此山麓、而屢歷星霜、云々、足立本名竹和、自此更今名云、弘仁年中、清丸子參議眞綱者、承旨詣于宇佐、尋取道登此山、而新創仁祠、始祀清丸之神靈、特命以足立妙見也。有るにて、祠の由來は知るべし。

○清麻呂郷社。

湯川村にあり。

○清水宮。

重兄云、市丸村に在り、豊前古史地名考佐野經彦氏著云、廣野山の西の麓に、一穴の地より沸き出づる清水あり。こは、紫川の南なる水源なり。池の邊に堂有りて、里人は大清水宮と云へり。往



古年ごとく、六月十二月に御稜の市有りしとかやがて、村の名も市丸と言へり。又美曾川原と云ふ所も有り。これは昔の禊祓有りし所にて、御禊川原といふを訛れるなるべし。云々。夫木集云、「干さばやな篠折りかけて干すころも清水の宮の流れ絶えせず」大江匡房

○甲宗八幡宮。

楠原村に在り。重兄云、社の傳に清和天皇の貞觀元年、鎮坐ましまし、建武中、足利尊氏社殿造營、享祿五年十二月五日、大友氏の兵火に焼亡、其の後、應安二年、小笠原侯宮殿を造營せり

とぞ。

兩豐記云、直中島鎮西の合戦、全く勝利を得、再び、豊筑を打靡け、武名を揚ぐる事、佳運なりとは雖、偏に、神明の擁護に有り。早々豊筑の靈社へ奉幣有るべしとて、代參の武士を選び、彦山

香春、鶴岡には、陶中務少輔弘高を參らせ、宇佐、官幣、甲宗の三社へは、冷泉判官宗豊社參せり。夫れより、筑前國所々に奉幣あり。其の後、盛見大内盛見也は上洛して、從三位に叙せられ、頓て大内の家督を繼ぎにけり。

○若宮八幡宮。

津田村に在り。重兄云、社の傳に、當社は、宇佐八幡を男山に勸請せし折、御假宮のしばらく、貫の庄に在りし故に、やがて、其の處に八幡を奉祝せしが、後、又、後柏原天皇の永正六年三月、今の處に、遷座ありき、と云へり。

○清水寺。

法雲壽山外集、清水寺鐘銘序に云、距城南一里許、爲篠崎、崎之西數百武、有山蔚然秀出、寺居其中、是曰清水、所供大士像、舊在郡之新生田、殿堂湫隘、規模固陋、前刺史細川諫議大夫源忠興



公、新開地、創練若、擬洛之音羽也、云々、

○開善寺

小倉にあり。大日本史小笠原貞宗傳に、貞宗甚崇信禪教、從元僧正澄受法、頗有所省、因薙髮改名泰山、嘗創開善寺於信濃、世呼曰開善寺入道、と見ゆたり。それに、關係有りぬへし。

○安國寺

小倉にあり。大日本史足利直義傳に云、直義以僧疎石曉禪教、崇信之、命諸國創安國寺、弘其教とあり。此の寺も其なるべし。

○護念寺

重兄云、長野村にありて、淨土宗の舊刹なり。保元二年、平康賴當國の守護となりて、下向し、長野に城を築きて住居せしより、其の後、十三代間の菩提所にして、累代の墳墓も有り。

○朽網山

朽網村にあり。萬葉集云、朽網山夕居雲薄、往者余者將戀、名公之目乎欲。

夫木集云、朽網山くちたてりどやおもふらむしられぬ谷の松のふる枝を、俊賴朝臣

重春云、萬葉集略解に、此の山を豊後とせしは如何ぞや。重兄云、豊後とせり。八雲御抄、仙覺抄、松葉集、夫木集、何れも、豊前こあ

りて、其名さへ確乎にあるをや。大日本史にも、豊前國來田見邑こあり。云、猶、京都郡の卷に云はむ。出雲風土記、楳津郡の條に、所造天下大神命、云波夜佐雨久多美乃山詔給之故云、忽美と見ゆ、神名帳にも、因幡國八

重兄云、大内氏實錄に、永享三年辛亥、大内持盛兄盛見に従軍し、豊前國朽網に在陣す。長門國守こあり。

○挿頭山

小森江、文字關より、内裡へ通ふ道の上にあり。今はカザガシ



ラミ云ふ山上の巖の形笠をかざしたるが如し麓に葛指明神の祠あり夫木集云「春の日のかざしの山の櫻花散りかふここに面かげにたつ」俊綱

○狸場山

朽網村にあり此地に名水あり應永戰覽云杉彈正弘信は子光治を討れ云々大内の先將として豊前吉志の畑に着船其の夜半狸葉山にて勢を分つ云々

○呼野金山

呼野村にあり細川家の時此處より金を出せり是れを呼野金と云ふ

○嵐山

嵐山は徳力山を云ふ此處の川を櫻川とも云ふ蒲生川の川上なりむかし細川幽齋この景色の京の嵐山に似たれば

ばさて其の臣中村某に命じて嵐山の櫻を根こしらへて移し植ゑさせ給ひきこかや

○柏峽大野

按ずるに景行天皇の土蜘蛛を誅ひ賜ひし事總て豊後風土記には彼の國の事と書せれど此の風土記は出雲常陸などの風土記とは文体甚く異りて稍後世の物と所念れば採り難きこともあり殊に土蜘蛛のことを豊後とせむには地理の合はぬ事も多かるをや此は我が豊前なること云ふも更なり其は京都郡の卷に云はむとす抑柏峽大野と云ふは景行天皇紀に天皇初將討賊次于柏峽大野其野有石長六尺廣三尺厚一尺五寸天皇祈之曰朕得滅土蜘蛛者將蹶茲石如柏葉而舉焉因蹶之則如柏上於大虛故號其石曰踏石と見られた



り。今、曾根堤の内、帝踏石と云ふ石あり。縦横三間許ありて  
 數多割れたり。此れ其の踏石なるべく所思れば、柏峽大野は  
 此處にぞ有るべき。其の石の大は御紀なると合はねど、石も  
 星霜を歴る隨に、大くなる物なれば妨なし。偕踏石は八雲御  
 抄に保牟之とあり。此れ萬葉集に夕衙問石ト以而詠る石  
 トの濫觴とも云ひつべし。御紀日本武尊の西征の條に、石ト横立と云ふ人見  
 がたが心のみ動きぬるる。正廣判歌合云、くばりおもひあがるを石神のちかひに  
 かけていのる中かな。あふ事をさひてつれなき石神の重き心をいかいたのまむに  
 添道抄云、道祖神の事さいの神とて、小社に、丸なき石を置くは、石神、道祖神也云々、此の  
 神に祈て事の實否を問ふ時、石につけて、輕重を定る  
 が、路行人を護る神也云々、和訓乘云、石ト即、石神也。

○魚野、鷗野。

按ずるに、宇佐郡記に、魚野、鷗野より山をこぬ、門司の搦手へ  
 懸るに云ふ事見たり。魚野は今何處とも知れず。鷗野は今、  
 富野村あり。扱、仲哀天皇紀に皇后、別船自洞海入之、潮涸不得

進、時熊罥更還之、自洞奉迎皇后、則見御船不進、惶懼之、忽作魚  
 沼、鳥沼、悉聚魚鳥、皇后看是魚鳥之遊、而忿心稍解、及潮滿即泊  
 于崗、津、と見たり。魚沼、鳥池を作りし地は、必、當國なるべく  
 思はるゝに附きて考ふるに、其を作れる野を魚野、鳥野と云  
 ひけむを、鳥野を訛りて鷗野と云へるには非るか。魚に對へ  
 たるは鳥なれば、鷗は決く鳥を訛れる物とぞ所思ゆる。魚沼、  
 鳥池にいかさま因縁ありけなる地名なれば、試み云ふ也。

○彌野。

貫村の野なり。彌野を貫と訛れり。その事は、京都郡の卷に云  
 ふべし。

○射鹿野。

天正の際、槻村六助が微塵彈正を討し地なり。委曲くは、下毛  
 郡の條、六助の墓の下に云はむ。扱、彈正が死骸をば、本郡三郎



丸村に埋めしが土人崇ありこか云ひて、先年祭りきと云ふ。  
○板櫃川。

水源は筑前國大藏より出で、到津八幡宮の前を流れて、平松浦に出で海に入る。續紀天平十二年廣嗣の亂の段に云、冬十月、廣嗣率一萬許騎到板櫃河、廣嗣親自率隼人、軍爲先鋒、即編木爲船、將渡河、于時佐伯宿禰常人、安倍朝臣虫麻呂發弩射之、廣嗣衆却到河西、常人等率軍士六千餘人陣于河東云々、と見ゆたる是れなり。今、板櫃を訛て到津と云ふよしは、到津驛の下に既に云へり。神社啓略には、板櫃社在肥前國松浦郡林氏曰、廣嗣到板櫃河、彦氏の孝に、官軍陣河東とあるは、今いふ板櫃坂なり。板櫃坂は兵が坂にて官軍の出兵有りし處也。又本陣をすたるたまひし處を板櫃林と云ふ。皆川の東にある地名なりとあり。

○紫川。

水源は菅生瀑布より出で、篠崎八幡宮の前を流れて、小倉大橋に出で、海に入る。

○企救濱。

長濱と云ふ處是れなり。泉郎の家居多し。和漢三才圖會云、企救濱、在企救郡赤坂與小倉之間。重兄云、山名豊樹の説に、これよりや天の高濱と讀みしは、肥前名護屋の岬迄も一日に詠めし歌なり。むと云へり。大里より名護屋まで三里ばかりに詠めし歌なり。

萬葉集云、豊國之聞之濱邊、企愛子地、眞直之有者、如何將嘆。豊國聞濱松心喪何妹相云始。重春云、今本に「云」を「之」に作るは、豊國乃聞之、長濱去晚日之昏去者、妹食序念、豊國乃聞之、高濱高々二君待夜等者在夜深來。

夫木集云、長月の菊の高濱月影にうつらふ波を花かこそみる。從三位行家卿「風ふけば浪こや見ぬむ豊國の花こそたてれ菊の長濱」、爲實卿「豊國の菊の長濱ながらへて心づくしに戀やわたらむ」、民部卿爲家

玉吟集云、やはかゆくきくの濱松世とともは秋の千年はし



るくもあるかな、

鎌倉右大臣家集云「豊國の企救の長濱夢にだにまだ見ぬ人に戀やわたらむ」

重兄云筑紫道記師作法云「花ならぬ眞砂まきこもさくの濱路かな」九州の道の記長嘯子豐臣勝俊朝臣作云、それより陸路を駒の足に任せて、い

そぎけるほごに、豊前國さくの高濱に、ごまり侍りしに、海ち

かき所なれば、おりふし、波風はげしう、よもすがら、うちもふ

されず侍りしかば、夢にだに宮古みやこのつては、さもあらで波の

音のみさくのかかはま、

○硯海すゐのうみ

法雲壽山續外集云、門司或曰文字、以國音之相通也、自古歌仙

之留題、皆托文字而爲言、其前江海環繞縈紆、名曰硯海者、亦托

言于文字也、

細川玄旨法印歌云「藻鹽草かく袂をもぬらすかな硯の海の水の名残に」

○洞海くまのうみ

仲哀天皇紀熊襲を討ち賜ふ條云、皇后別船自洞海洞此云入之

潮涸不得進、時熊罥更還之、自洞奉迎皇后云々重春云、久岐は久具理

くまりて、舟の名往來したる故の名なり。

壽山續外集云、舊傳仲哀天皇移皇居於豊浦時、地與赤間連續

而下通石竅、故曰穴門、迨神功皇后之征新羅、一夜有神、鑿穴爲

渡、以便宜軍船運送、謂之隼人灘也、潮自大海而來、澎湃奔騰、其

聲洶々、如千雷動山、凡牧伯之赴于官事、商賈之趨于經營、莫不

舟于此、而潮少不順、則雖帆飽剛風、櫓努千指、寸不能進、其危險

如此、重春云、穴門は弘仁私記に、今日長門國とありて、名義は壽山の説の如し。此のこ

古傳に載せられたるが、其の趣、皆相似たり。此の地のこは、上の



○速吸門

方今早輅の瀬戸と云ふ按ずるに、神代紀一書伊弉諾尊の御身滌の條に、乃往見粟門及速吸名門、然此二門潮既太急、云々、と見ゆたり。此の處の海を洞海と云へり。西田翁の速吸名門考云、「古事記に出たる速吸門と云へる處を、傳には神名帳に豊後國海部郡早吸日女神社あり。此の地にて、此の神名に據る地名なるべし。或人は豊前の早輅浦の事ならむと云へり。寔に潮の早き事は名に負へれど、然ては地理違へり」とあり。此の説は、猶彼の或人の方ぞよかるべき。爰の文義を委しく見るに、即日向發幸御筑紫、故到豊國。宇沙之時、其土人名宇沙都比古、宇沙都比賣、二人作足一騰宮、而獻大御饗、自其地遷移而於筑紫之岡田宮、一年坐、亦從其國上幸而於阿岐國之多祁理宮、七年坐、亦從其國遷上幸而於吉備之高島宮、八年坐、故

從其國上幸之時、乘龜甲爲釣乍、打羽攀來人、過于速吸門、故從其國上行之時、經浪速之渡而泊青雲之白肩津、云々とありて、先初に、日向發幸筑紫、故到豊國。宇沙之時とあるは、日向國より、直に筑紫筑紫前に到まし、夫より豊國の宇佐に到まし、にあらず。日向發幸御筑紫とあるは、綱の文にて、故到豊國。宇沙之時とあるは、目の文なり。其の續きに、自其地遷移而於筑紫之岡田宮、一年坐とあるは、宇沙より筑前の岡田に移りまし、たるなり。其の文格を推して見るに、亦從其國上幸而於阿岐國之多祁理宮、七年坐、亦從其國遷上幸而於吉備之高島宮、八年坐とあるは、彼の岡田より、大和へ到まし、道行の綱の文にして、故從其國上幸之時、乘龜甲云々、故從其國上幸之時、經浪速之渡、云々とあるは、岡田より大和へ到まし、道行の目の文なり。此は前に綱を二ならへ舉て、後れ目を二、並へ



載せたる也。此を綾もなく書かば、自其地遷移而於筑紫之岡田宮一年坐この文を下に直に目、故從其國上幸之時、乘龜甲爲釣乍、打羽舉來人遇于速吸門ひ、亦從其國遷上幸而於吉備之高島宮八年坐して云ふ詞の文を出、故從其國上行之時、經浪速之渡而泊青雲之白肩津、いは綱に目を添へて分り易く記す也。さるを綱をば綱に前につけて書き、目をば目と後に並べ記すなど、文章の綾といふもの也。然見る時は、まがふべくもあらぬ豊前なる早柄の瀬戸の事にして、筑前の岡田より安藝の多祁理に到ます道筋、此處を過させ賜はずは叶はぬをおもへ。又萬葉卷六に、帥大伴卿遙思芳野離宮作と云ふ歌あり。其の歌「隼人乃湍門乃磐母年魚走芳野之瀧爾尙不及家里」と云ふを、橘千蔭翁は、隼人の枕詞を即て薩摩として、和名鈔薩摩出水郡勢度あり、是か、と云はれは、地理をよく知られざ

るにや。偕此の歌の前に出でたるは、筑前の香椎浦の歌、又後にも同國次田の温泉の歌などにて、甚々掛離れ百里に近き薩摩湯の歌を唯一首載すべくもなく、殊に帥卿の薩摩に行き賜ひしと云ふ事もなし。さるはハヤトモ、ハヤスヒ、總て同じ詞のつゞけがらにて、所謂古事記なる速吸門は、我が豊國企救郡早柄の瀬戸なる事明けしと見ゆたり。此の考は、我が師平田篤胤も諾なはれたる如く、面白き考なりけり。扱速吸門と云ふは、此所の瀬戸の一面に渦巻て、底に吸ひこむ如く見ゆるに附きての名、洞海と云ふは、巖穴より船の通ふに屬きての名にて、名は異なれど同じき所なり。

○與次兵衛湍門

天正十年、秀吉公中國征伐の時、毛利家臣黒崎團右衛門を切られけるが、文祿元年、名護屋に赴き賜ふ時、船頭與次兵衛、兄



團右衛門の爲に、讐を報いむとて、御船を此處の瀬戸にて覆へさむと謀りしに、其の事果さずして殺されたり。然るによ

り、與次兵衛が瀬戸となむ云ふ。委しくは太閤記に見ゆ。柳村

民作兵衛と云ふ者の先祖の當時の事實を筆記せるものありて、西田直義翁より見せにおこせたり。其の文に云ふ折節、太閤様御めしむれ、大裏前此間紙柄、明石與次兵衛殿、船頭にて御座候。則、かさまつに御上り被成候て、與次兵衛殿へ、腹を御切らせ被成候。そのしるしに松を植置申候。但、南の方の松にて御座候也。とあり。農民の筆記なれど、當時の事柄を記したるものなれば、此處に掲ぐ。

○柳浦

今、柳村と云ふあり。往昔は内裡の海邊までを掛けて、柳と云ひしなり。平家物語に云、平家小舟どもにどりのりて、夜もすがら豊前國柳浦へぞ渡られける。神無月の頃ほひ、小松殿の三男左中將清經ある月の夜、舷に立出で、やうでう音鳥朗詠してあそはれけるが、都をば源氏の爲に攻め落され、鎮西は維義(維義、緒方三郎)が爲に追ひ出され、網にかゝれる魚のごとし。何

處へゆかば遁るべきながらへはつべき身にもあらずとて、靜に經よみ、念心して海に沈みたまひけり。

又(和門)云、山鹿の城を出でたち、高瀬舟に掉さして、夜ごほしに豊前國柳といふ處に落ちつき賜ふ。草むらの虫を聞きて、大臣殿「さりこもご思ふ心も虫の音もよわりはてたる秋の夕ぐれ」かの處は、地景眺望すこし故ある處なり。櫻、梅、桃、李、うゑて九重の景色思ひ出でければ、さてもわたらせ賜ふべき御心ありけり。忠度都なる九重の内戀しくば、柳の御所を立ちよりて見る「緒方の三郎やがて襲ひ來ると聞ければ、彼の御所にもあづか七ヶ日ぞおはしける。長門は新中納言殿國務なれば、目代紀伊民部大夫道助、安藝、周防、長門三ヶ國の檜物舟とて、正木積みたる舟百三十餘艘奉る。これにのり四國の地に着きたまふ。



源平盛衰記云、豊前國柳と云ふ處に渡り、入らせ給ひけり。澤邊の虫の聲よわり、磯打つ波袖をうるほす。楊梅、桃李、引き植ゑて、九重の都に少し似たりければ、云々、

太平記云、長門探題遠江守時直、筑紫探題英時を頼こせしに、昨日、少貳、大伴が爲に九ヶ國二島までをほろぼされ、公家のたすけ也といひければ、一旦催促にてしたがひし兵ども、やがて、心がはりて、己がさまぐに落ち行きけり。時直五十余人にて柳浦の浪に漂泊ひぬ。

九州道記(細川)云、豊前の柳浦の名主として、發句所望せしに、『豊國の山口しるき早苗かな』

西田直養翁の柳村皇居考に云、昔より二十丁、村よりも東方の小山の上に、皇居の趾とて、畠なごも佃らぬ處ありといへども、さにあらず、此度村老の口碑もて、柳村の近邊それとお

ぼしき處詮儀せしに、古老の云はく、此の柳村は高免の處にて、惣て上々田、吐田にて、其の内に下田なきにしも非ざるを、林と云ふ處、道の邊に、疫神を祭りたる森あり。此は上々田の眞中なるに、其の森は前に芝原、又後の田地へまで合せて、三反計の地、昔より無年貢也。其の芝原は、先年此の村の者田にして作りしに、忽、崇ありければ、又本の如く芝原とはなしぬ。此の近邊には御免地、所々ありて、西北にあたり半丁許に、木舟の森とてあり。是れも無年貢、又百姓の家數々御免地ありて、柳村の中に、十七個所無年貢の地あり。天子様の御館の趾と云ふは此の疫神、森ともやに云ふ、いかにも、皇居の趾所なるべし。處々の御免地は、三公九卿の居所の跡か。夫に又面白き事あり。此處より三四丁も有るべく、字に「フロ」と云ふ地あり。そこに玉水とて清水あり。田間の小井、深さ二尺許、周回三



尺四方もあるなり。極暑といへども涸るる事なし。昔より安徳天皇様の御風呂の水とて、此所を風呂と云ふと云へり。底より玉の如き泡、上る故に、玉水と云ふなるべし。極暑には、殊に多く上るごと。本名は鏡が池と云ふとなり。抑、皇居の處には、名水ある事、論もなければ、大坂の産湯の清水と云ふも、高津宮の近邊、藤原の御井など思へば、假の皇居にも、清水ある處を撰ばせらるる事なるべし。因りて皇居の趾をば、今の疫神の地とす。委しく考ふるに、御退去の後、御座所の趾、凡人の踏まむ事を恐れて、即て、一小祠をたて、竊に御社とせしを、源氏の世とはなりぬ。恐あれば、疫神社と唱へ來りしが、其の後、樹木をうるゑ、容易に人の通行せぬやうにせしにや。中、兼て、百姓の物語に、疫神、森なる木舟の森の神跡、二あり。何か御夫婦のやうなりと云ふより、行き見しに、一体は赤色のはげたる

○田浦

町ばかり北に、小さき山玉山と云ふあり。又、其のほりに、月見山と云ふもあるが、是の地なる可しとも、又、大里驛、梅の木小路といふ處より三丁南、柳村の内、木船社あり。此の地なる可しとも、又、同村に疫神森と云ふがありて、森の中、石だみなり。是の地なるべしともいへど、さだめ難し。云々。

西田直養翁の速吸門考に據りて考ふるに、神武天皇紀に、天皇親帥諸皇子、舟師、東征至速吸之門、時有一漁人、乘艇而至、天皇招之、因問曰、汝誰也、對曰、臣是國神名曰珍彦、釣魚於曲浦、聞天神子來、故即奉迎、又問之曰、汝能爲我導耶、對曰、導之矣、天皇勅授漁人椎橋、末、令執而牽、納皇舟、以爲海導者、乃特賜名爲椎根津彦、此即倭直部始祖也。直部、古語拾遺云、大和氏遠祖、椎根津彦者、迎引皇舟、表續香山之嶺、見ぬたる曲浦の曲、字は田、字の誤にて、今の田浦成るべくぞ思ゆる。



田浦は早鞆古の門の少し北東の方にて、天皇の筑前岡田より上幸し賜ふを速吸之門まで迎へ奉るごあるに、地理も能合ひたればなり。平家物語にも『文字田浦』と云ふ事見たり。扱まて己速吸之門考を見しは、去にし文久元年九月廿三日、西田翁を訪けるに、翁隨筆數卷を見せられたり。其が中に此の速吸門考ありしかば、寫し置きつるを曲浦考は無りき。如斯て、己此の曲浦の考を書きて、同三年十二月十日、此志の下清書爲畢ぬるに、慶應元年正月の頃、吾が友柳田六郎雄清より古史傳を借り以て見るに、速吸門考を引かれて、其が中に曲浦の事にも及べり。然ては西田翁を既く考へ得られたる。然れども考の符合せるは、甚嬉しければ有りの隨をかくなむ。因に云、に古史傳を引用せるもあるは、今年、慶應二年夏の頃、再、淨書するにつきて書き入れたるなり。

○阿閉島

小倉の海中わたなかにあり。今は藍の島と云ふ。仲哀天皇紀に云、八年正月、幸筑紫時岡縣主祖熊鰐參迎于周芳沙麼之浦、自穴門至向津野。大濟爲東門、以名護屋。大濟爲西門、限沒利島阿閉島爲御營。重春云、今本に、歴を歴に作り、營を營に作るは誤なり。今は類聚國史に據りて改めつ。

重春云、通證に、阿閉島屬筑前國糟屋郡と云へるは誤れり。吾が豊前國にこそ屬きたれ。紀の同條に見たる沒利島は、今大モツレ、小モツレと云ひて、長門國に屬し、阿閉島に隣れり。又同條なる名護屋大濟は筑前、向津野大濟は當國宇佐郡なり。矢野玄道翁の神功皇后御傳記には、向津野は長門國大津郡出崎に向津村ありと云はれたり。

古今集云、阿閉島の山の岩がねかたしきてさゆる今宵の月のさやけさ』  
夫木集云、かしひがた夕霧かくりこぎくればあへの島田に千鳥は鳴く』



○巖流島

四十四

古史傳に、速吸門考を引きて云、土俗の傳に、古は今の壇浦と速戸との間道つゞきにて、其の所に大なる穴ありて、その内を舟ゆき、すかれ穴門といふ。よかるを、その地流れて、赤間關の前にいたりぬ。今、巖流島といふ。重春云、明石與次兵衛の塔此の島にあり。重兄云、宮本武藏墓志に云、爰有兵衛達人、名巖流、與彼來、唯雄願、此秘、堅結漆約、長門與、豐前之際、海中、有島、謂、船、島、兩、雄、相、會、巖、流、手、三、尺、餘、之、白、及、來、不、願、命、盡、術、武、藏、以、木、刃、之、一、擊、殺、之、電、光、猶、迴、故、俗、改、船、島、謂、巖、流、島、云、々、と、あり、これ、に、不、は、知、ら、る、可、し。

○都々良島

今津村の沖にあり。

○馬島

曾根村の濱にあり。

○日高島

猿喰村の沖にあり。

○菅王子瀑布

蒲生川の水上にて、道原村の奥にあり。高、二十餘丈、廣、五尺許あり。大内盛見、豊前を追討し、諸將を率ゐて、此處に來り、瀧見の酒宴せし事、應永記に見ゆたり。

重兄云、兩豊記云、諸將戰功の有れば、數月の勞を慰めんとして、二月廿日、盛見諸將を引き具して、須賀王子の瀧に臨まれけり。其の日の午の刻、瀧の許に着かれければ、長野三郎左衛門尉、棧敷を構へ、幔幕を打ち、夥しき饗應し、今様朗詠、和歌さまざま、に、遊興し、日既に暮に及び、城野の陣に引き取りけり云々。

○鏡池

山本村水上山の麓にあり。豊前今昔説に云、水中に神鏡あり。



大字顯然たり。裏に粟さ雀の形あり。里人神の納め賜ふといふ。慶長の頃細川氏入國有しを喜び、烏丸殿御下向あり。爰に詣で賜ひて立よりて鏡の池に影見れば額におほき志はつ山かな。光廣卿

○企救池

今昔説に云、今紫池と云、中島に辨天社あり。此の流れより名付て、小倉の川を紫川といふ。

萬葉集云、豊前國白水郎歌一首、豊國企救乃池奈流菱之宇禮乎探跡也。妹之御袖所沾計武重春云、今、企救長濱に、泉那の家居多し。此の歌六百番歌合云、君をのみ心づくしにきくの池いひ出づるより袖ぞぬれける

歌枕名寄云、朝夕に氷ぞ今はむすびける霜がれはてしきくの池水。後嵯峨天皇大御歌

重兄云、豊前古史地名考云、池の在りしと、確ならず。或は、小倉城を築かせ給ふ時、城中の大堀の中なりきと云ひ、或は今の蒲生村紫池とも言ふ。今は田地となり、大興寺との城野新地の下なり。いさむ、地形を礎せり。今に其の處を池端と云ふ。豊前國志云、或は今の城野新地の事なり。いさむ、されば天和より元祿の頃に、大沼を切り流して開田とせり。今之れを城野新地と云ふ。されど、是れも決りたる人なし。云々。

○曾根堤

長一里許あり。此の地塩竈多し。延亨元年飛鳥井左中將重卿宇佐宮奉幣使にて、此處を過ぎ賜ひし時、志ばしとて見る目なくさむ塩なれや賤がいさなみくみてこそ志れと口號給ひけり。こそ扱、曾根は定村直孝翁の説に、磯根に添たる故の地名ならむと云れたるは、然る事なり。彼名立る播磨の曾根も、海邊なるを思へ。此に附きて按ふに、景行天皇紀に、爰有女人曰、神夏磯媛、其徒衆甚多、一國之魁帥也。聆天皇之使者至、則拔磯津山賢木、以上枝挂入握劍、中枝挂入咫鏡、下枝挂入尺瓊亦素幡樹于船舳、參向而啓之曰、願無下兵、我之屬類、必不有違



者、今將歸德矣、云々、と見ゆたる礪津山の礪は、礪城、礪長の例にて、志と訓事は論もなきを、然てはさる山ある事なし。若くは礪の誤ならむ。然見る時は礪津、礪根同所にして礪根の内なる山を云ふ成るべし。御紀の同條に見ゆたる柏峽大野も、礪根の内なるを思ふべし。又、按ふに、倭文をシツとも、シドリとも訓みて、倭文は古史成文に、天羽槌雄命、亦云雄槌命、亦云天羽命、亦云日安命、亦出自角凝魂命之子伊佐布魂命、倭文連長幡部等之祖也、と書かれたる傳に詳に論はれて後、駿河風土記に、安倍郡の處に、思津機山あり。此の山に竝べて志津機神社と云をも載せたる由記されたり。此に依りて思ふに、當郡に畠村、大畠村、築城郡に綾幡郷、今赤幡と稱へ、村名もなれり。畑村、上毛郡に鳥井畑村など云ふ村々の、畠畑幡は借字にて、機に因れる地名かとも思はるれば、然る所々に考ふべき事は非るか。此は試に、云ひ置くなり。

○宮本武藏碑

重兄云、武藏の碑も、武藏山に在りしが、今は延命寺の岡の上に移せり。武藝小傳云、武藏十三歳より勝負を爲すこと、凡六十餘度、自ら、日下開山神明宮本武藏政名流」と號し、其の譽世の口碑に在り、云々。豊前國志云、宮本武藏政名は、兵法日本無雙と呼ばれし人、小倉の先君小笠原忠政朝臣兵法を好み給ひて、劍術は武藏立信を止め、槍法は高田又兵衛後、崇白入道を招き、共に師となしぬ。是れ吾が藩にて、劍槍の兩眼と尊み居たまひし二人なり。

武藏。墓碑に『兵法天下無雙播州赤松末流新免武藏立信二天居士碑于時承應三年甲子年四月孝子謹建焉云々』の銘を刻せり。全文は略す。

○門司城趾



天治五年、下總前司親房築くと云ふ。應永戰覽云、應永四年、大内義弘菊池方の諸城を攻めむとて、門司に渡り、明神の尾より攻め上り、陶は田浦峠より搦手にかかり、七日の内に攻め落し、城番木綿和泉守討死せり。

戸次軍談云、天文の頃、大友家より奴留湯主水を置く。同廿三年の秋、毛利家より小早川隆景を大將として、此の城を攻め破り、隆景即、此の城に居る。

古城記に云、永祿二年、大友勢押し寄す。大内家の旗下仁保常陸介の養子仁保帶刀、楠原村の三隅山に寨を築き、戦ひて勝てり。後、又毛利壹岐守と戦ひて討死す。慶長五年、細川侯當國を領知し、此の城を修造して、長岡勘解由左衛門を城代に置く。元和三年、城破却す。

重兄云、領西要略云、永祿四年八月、大友義鎮進五萬軍勢、伐門司城、其備十五列也。田原近江守、吉岡越前守、爲先登。田北民部大輔、那須某爲中堅。次前日申、也。田北刑部大輔、越前

掃部助、爲五陣六陣、天草民部左衛門、伊東式部大輔、爲七列入行。竹田六郎、立花繼統、爲九番十段。登前、國衆紀井、鎮房、爲十一連高橋、爲十二備守都宮、紀清、兩黨、爲十三具、其次、爲本陣。戶次伯耆守、爲後殿、冷胎行、爲轟轟、取圍門司城、蓋夜、野攻、口而押詰焉。城者主二保常陸介、隆康、隆康或曰、就定、柳澤監物、副之、備城士卒三千餘騎、皆堅甲利兵也。守其固、而與之進攻。隆康、相聞矣。田原近江守親賢、田北民部大輔、古庄左近將監等、先陣之士、卒四千餘騎、先々、既而大友、隆者、張、並、陣、營、海、者、懸、浮、兵、船、兵、皆、南、變、船、日、夜、放、鐵、砲、以、慄、城、中、海、陸、之、攻、擊、更、無、有、隙、多、死、傷、多、傷、恐、苦、辛、歎、難、以、言、盡、云々。城者、柳澤、監物、以下、亡、滅、者、太、滅、日、々、城、兵、逃、亡、二、保、隆、康、連、告、急、於、中、國、以、請、援、兵、元、就、在、陣、於、雲、州、今、杉、彦、三、郎、杉、彦、三、郎、者、長、州、一、馬、關、城、主、也。救、門、司、城、彦、三、郎、涉、關、月、來、入、門、司、城、隆、康、其、如、蘇、生、也。且、小、早、川、隆、景、引、率、一、萬、餘、騎、而、來、亦、馬、關、陣、於、火、山、矣。云々。既、而、隆、康、齊、突、出、拒、戰、而、擊、得、壘、後、首、長、伊、美、彈、正、彌、延、昌、竹、田、六、郎、則、正、難、兵、死、創、不、可、勝、計、矣。云々。大、友、隆、景、引、率、於、田、浦、峠、飄、旌、旗、爲、屯、小、早、川、隆、景、選、騎、卒、三、千、夜、討、大、友、之、旗、本、俄、攻、陟、而、發、關、擲、旗、本、大、擾、亂、而、逃、途、者、懸、々、或、不、知、主、宰、或、不、見、從、屬、捐、甲、擄、兵、賊、頭、而、散、矣。大、將、義、鎮、獨、步、行、志、於、神、田、山、云々。明、日、期、而、敗、軍、之、騎、卒、見、旌、旗、馳、來、者、可、三、千、警、衛、而、還、壘、後、十、五、陣、之、軍、兵、悉、敗、無、一、人、留、足、者。隆、康、揚、凱、風、其、勢、嚴、烈、而、慶、豐、前、國、人、影、如、從、響、如、應、焉。云々。

○東明寺山城趾

大内家より此の城を築き、仁保常陸介を置く。後、養子仁保帶刀、毛利壹岐守を討たむと謀るに、壹岐守是を察り、兵を伏せて討ち取りたり。

○三隅山城趾



楠原村にあり、東明寺山城の寨なり。

○丸山城趾

大積村にあり、これも仁保帶刀在城也。

○猿喰村城趾

○城主未詳

○吉見城趾

黒原村にあり、城主未詳。

○恒見山城趾

恒見村にあり、阿部入道平道兼在城。

○横代山城趾

横代村にあり、高橋治部居城。

○蒲生城趾

蒲生村にあり、佐野源左衛門居る。弘治二年大友勢攻め落す。

○巢山城趾

同村にあり、長野の一族、規矩掃部頭之重在城。

○成腰城趾

同村にあり、城主未詳。

○引地山城趾

到津村にあり、宇佐大宮司到津中務居城。

○塔ヶ峰城趾

井手浦にあり、天正の頃、長野筑前守築きて居る。後、大友家よ

り攻め落されたり。

○徳光村。堀山城趾二所。

城主未詳。

○小三嶽城趾

三嶽村にあり、弘治の頃、長野筑後守吉辰居る。後、毛利家より



攻め落す。今、小早川、吉川、増田の陣場と云ひ傳へたる所あり。

○水ヶ手城趾

山本村にあり。城主未詳。

○大舟城趾

同村にあり。城主詳ならず。

○宮山城趾

同村にあり。城主未詳。

○赤松ヶ畑城趾

道原村にあり。赤松太郎義祐居城。

○茶白山城趾

頭吉村にあり。城主未詳。

○長野城趾

長野村に在り。保元二年、左大臣平時盛の六男修理判官康盛

豊前の守護と成りて下り、此の城を築き、長野を姓とせり。文治二年に至り、康盛の子豊前守長盛、守護の職を停められ、企救郡の地頭職となりぬ。夫れより七世の孫、豊前守種盛の時、大三嶽、小三嶽、下長野、丸ヶ口、福相寺、稗畑等の諸城、皆、長野の父子兄弟居れり。應永六年二月、修理大夫義種、大内盛見に攻められ降りたり。其の後尙、長野家の本城として、天正年間に至りき。頂兄云、應永戰記云、二月朔、大内盛見、打立香春入企救郡、同十一日、在陣于至りき。小森四岡、又移于庄野、攻郡内云々、以修理大夫義種、今居于上長野、以豊前守義守、今居下長野、以長野九郎義春、今居于丸ヶ口、福相寺城、以長野三郎、左衛門尉義基、今居小三嶽、又破却椎、大野兩城、凡、郡内散在士盡降、云々、鎌倉公文所記云、元暦二年二月、豊前國住人長野前守長盛、同弟左馬允光盛、同弟松山藏人信盛等、頼筑前國人山鹿兵藤次季遠、降參源氏、彼長盛、依爲平相國清盛骨肉之族、鎌倉殿無許容、三河守範頼宥之故、以長盛、信盛等、被預豊後國住人臼杵次郎惟高、維方三郎惟義、云々、松山藏人信盛、其子小平大夫吉盛、



有先帝警衛。咎之故。鎌倉殿有不審之思。雖然。範賴宥助之訴度々也。且池。大納言賴盛再三依有御所望。文治二年。鎌倉殿有御宥免。如元賜企救郡地頭職于時。長盛四十二歲也。但被止守護職云々。又云。長野氏住豐前國事。自保元二年康盛下向。至元和元年。經四百五十年。

○隱蓑村城趾。

城主未詳。

○大善寺城趾。

應永五年大友親泰守る。

○下北方村城趾。

城主未詳。

豐前志三之卷終

豐前志四之卷

故渡邊重春著

男渡邊重兄校

京都郡郡四村七十四。

景行天皇紀云。十二年秋七月。熊襲反之。不朝貢。天皇幸筑紫。到豐前國長峽縣興行宮而居。故號其處曰京也。

續紀天平十二年。藤原廣嗣の亂の條云。豐前國京都郡領長太宰。史生從八位上。小長谷常人。著箭二隻。逃竄野裏。重春云。板本に領なり。今は宮崎本に從へり。

靈異記云。膳臣廣國者。豐前國宮子郡小領也。藤原宮御宇天皇之代。慶雲二年九月十五日庚申。廣國忽死。經之三日。申時更甦也。云々。



和名鈔云、豊前國京都美夜

或記云、細川家より御引渡の高、京都郡三萬千八百八十九石八斗八升八合九夕。

○諫山郷

按ずるに、津熊村の田の字に、諫山と云ふがあり。又、外記局記に、京都郡賀田郷平井寺檀越、不知山長松と云ふ人見ゆ。又、宇佐宮大鏡に、豊前權椽貞恒一男、不知山永正など見ゆたり。今、南原村の田の字に長松堀と云ふあるは、不知山長松の住みし地にや。されば、南原集與原村の近隣より、檢地村の方角までを、廣く諫山郷と云ひし成るべし。

○本山郷

此の名廢れて、何處とも知れず。今、郡の北西の方に山口村あり。是は本山に對へたる名には非るか。若、然る時は、等覺寺、福

丸村の邊より、稻光、鋤崎などの村々までを、廣く云ひしならむ。

○荻田郷

今は村名と成りて、カンダと唱ふは、音便に崩れたるなり。カダと云ふぞ正訓には在りける。其は和名鈔に、陸奥國刈田太葛讚岐國刈田多葛と見ゆ。外記局記に、豊前國京都郡賀田郷とも見ゆたるを以て知るべし。社名帳に、若狹國遠敷郡刈田比古神社、刈田比賣神社と云ふ見ゆたり。

重兄云、後太平記云、大友の早馬來りて、注進しけるは、去る廿四日、菊地が先陣、厚東駿河守夜密に、長門に押し渡りて、相戦ふといへども、討ち負け、豊前國神田浦に敗軍せし處に、大内弘世入道道階、勝に乗じて、追ひ行く。菊地六萬騎にてひかへ、寄せたる謀をば知らず、船さし寄せて追ひ討ちしかば、武光喜び競うて、大勢の眞中に、取籠めて、云々。正平二十三年、北朝の應安元年の事なり。



○高來郷たかき

今は村名となれり。外記局記云、京都郡高來郷。

○吉田庄

定村直孝翁云、吉田庄は吉田連古麻呂、豊前介にて在りし時、墾田せし處なるべし。姓氏錄に吉田連遠祖鹽乘津彦命、頭中有贅、三岐如松樹國號松樹君とあり。今吉田庄の内、稗田村に松樹屋敷と云ふあるは縁あるべし。

○碩田國おほきたのくに

按ずるに、景行天皇紀に、冬十月、到碩田國、其地形廣大亦麗、因名碩田也。碩田此云於保岐陸到速見邑、有女人、曰速津媛、爲一處之長、其聞天皇車駕、而自奉迎之、謠言、茲山有大石窟、曰鼠石窟、有二土蜘蛛、住其石窟、一曰青、二曰白、又於直入縣、禰疑野、有三土蜘蛛、一曰打猿、二曰八田、三曰國摩侶、是五人、並其爲人強力、亦衆類多。

之、皆曰不從皇命、若強喚者、興兵距焉、天皇惡之、不得進行、即留于來田見邑、權興宮室居之、仍與群臣議之、曰、今多動兵衆、以討土蜘蛛、若其畏我兵勢、將隱山野、必爲後愁、則採海石榴樹作椎爲兵、因簡猛卒、授兵椎、以穿山排草、襲石室、土蜘蛛而破于稻葉川上、悉殺其黨、血流至踝、故時人其作海石榴椎之處、曰海石榴市。重春云、板本日、の字を脱せり。亦血流之處、曰血田也。復將討打猿、侄度禰疑山時、賊虜之矢、橫自山射之、流於官軍前、如雨、天皇更返城原、而卜於水上、便勒兵、先擊八田於禰疑野、而破、爰打猿、謂不可勝、而請服、然不聽矣、皆自投洞谷而死之。重春云、攝津風土記云、宇禰備能可志、漢其故賜賊號、曰土蜘蛛、御巫清直主云、土蜘蛛は土公つちぎみにて、其の土の君長たるものを謂ふ、異類には非ず、キク通する例、菊理媛をくりひめと訓むが如く、ミモ通する例、豊組野、豊野あり、委くは大神宮本記、歸正鈔の字、治土公の條に、辨せり、と云へり。歸正鈔は見ねど、いかに有らむ。古史傳には、皇命に從はず、若前土窟などに住みて、人を害ひ、けちやぶる衆帥たり。蜘蛛に准へて、如此号と見ねたる地名をも、舊説に豊後と云へるは非なり。是は長峽縣所今云ふ、御より碩田國に到



まし次に速見邑に到坐賜へるなるを豊後なる郡名の碩田、速見とせむには先速見に到まし次に碩田へ到坐と無くては地理の合はざるを然なきを以て考ふれば惣へて豊前なる事疑なし古史傳には古くは速見郡までをかけて碩田國と云ひしならむ。然らば碩田國は何處ぞと云ふに確には定め難けれど、今行事村の近境を北郷と云ふ是れオホキタの畧言には非るか。但南郷と云ふもあれば然は聞ねど若くは碩田を北と畧きて云ふより其れに對へて南郷の稱は出でたるには非るか。又按ふに稗田村に大分八幡宮あり是は彼の社の下に云へる如く筑前の大分村より勸請せる故の社號なるよしなれど、そは社傳の誤にて此地の地名ならむも謀り難し。豊後の碩田も大分と書きてオホキタと訓むなり。又按ふに先年伊勢國山田里にて寫したる當國の古圖に仲津郡の内京都郡に近き處に

に大北村あり此れにても有りなむ歟。但此の圖今のは郡界村名など惣へて太じく異なれば信用難き事無きにしもあらねば決く此地にも定め難し。帆足萬里は下毛郡なる冲代なりと云へれど是は土蜘蛛を討ち賜ひしを豊後なりと思ひての説なり。若豊後と爲は長峽縣に行宮を建て賜ひしは何の要ありてとかせむ。且其處を京とさへ云ふを思へば、行宮に在坐し事暫しの間非ず其は土蜘蛛の鼠石窟今云ふ所の窟の險阻に據りて防ぎたりしかば頓には誅ち難かりしが故なり。彼是を併せ考へて我が豊前なる事を思ひ定むべし。但豊後にもさる古蹟の此彼聞ゆれば都にさる事なしとも云ひ毀ち難し。されば彼の風土記の説も一の傳として有りぬべし。

○長峽縣



事は、前條に出せり。扱、今は長尾村にて、一村の名となれり。上古は、御所谷の邊までを、廣く呼びし大名なるべし。長峽村に八幡社も有り。

○速見邑

事は、前に云へり。今、長尾村に、速津媛社あり。此の邊を古くは、速見と云ひしにや。或人は、此の神名、後世に作れるものなり。云へり。如何あらむ。宇都宮記に、宇都宮の家臣速見新六と云ふ人あり。此は必、當國の人にて、地名を家名とせしものこそ所思る。其の頃までは、猶、此の名ありしにや。天書にも、豊前國速見と見ゆ。後の物ながら、本朝通記にも、豊前と見ゆ。たり。

○下田

定村。兵五百騎。又、廿四に、豊前國京都郡大領外從五位上、摺田(シモトダ)勢麻呂、將朝臣三代實録五十に、大神摺田朝臣と見ゆ。善提。飛松。御手水。内名なるべし。是るは、隣村に、厨子村あり。此の天皇の御厨子の有りし地なり。賜ひしを思ふ。

師。但、今は、國圖師。重春云、御厨子村なるよし。上に云るが如し。大和國十市郡。子所供御膳あり。新町。上野。宮原。長川。浦川内。岩熊。

池田。箕田。上田。平尾。津積。久保。西谷。大谷。定村直季云、此の村上に、大池あり。是れ、此の池の堤より出た。

稗田。紀、上、下、重春云、古史成文、百四十段の傳云、稗田は、大和國の地名にて、天武天皇は、援女稗田公と稱へしを、便にまひせて、直に、稗田と稱へるなり。後、援女君は、宇受寶命の其の夫神、援田、古神の御名を、負ひて、其れを、後まで、繼ぎつぎ傳へたる。氏なり。援田、古神の援田は、出雲國の地名なるが、此の神、伊勢國に、此の京都郡なる稗田村に、定村を、家名とせし、又、佐那縣と云へるよし、も、師説に、詳なり。然るに、此の京都郡なる稗田村に、定村を、家名とせし、武藏國、荏原郡、稗田神社、古事記序云、姓は、稗田名は、阿禮、龍頭、に、弘仁、私記を、引きて、云、天劍女命之後也。記傳。云、今、大和國、添上郡に、稗田村あり。

前田。延永。二塚。長木。黒田。入覺。長音寺。鳥井原。鋤。國城下郡。黒田。久留多。下崎。長尾。高來。入覺。長音寺。鳥井原。鋤。

崎。吉國。黒添。須磨園。八田山。福丸。恒松。矢山。德永。法正寺。谷村。山口。稻光。南原。光國。蒔田。



馬場。雨窪。行事。片島。濱町。岡崎。新津。與原。葛川。松山。二崎。集。尾倉。提。

以上七十四箇村なり。扱、黒田村の田。字に、別府と云ふあり。是れ郡家の蹟などにや。兼清、貞國、則宗、成定、行守、行房、國貞、貞綱等の屋敷と云ふ田の字もあり。そは、大領、小領などの名ならむも知るべからず。

○刈田驛

兵部式に、此の驛に、驛馬五疋を置くよし見ゆたり。刈田の事は、刈田郷の下に既に云へり。

○大分八幡宮

下稗田村にあり。新田義氏神託を蒙り、馬が嶽の城を築きし時、筑前穂波郡大分村なる八幡宮を、勸請せりと云ふ。郡中の宗社にして、稗田、前田、兩村の産土神なり。神社略纂云、五所八幡在、洛陽、關、京、極、北、田、野、中、筑、前、國、大

分宮、肥前國千栗宮、肥後國藤崎宮、薩摩國新田宮、大隅國正八幡宮、已上是謂五所別宮。

○日吉社

今は、末社と成りて、甚、小祠なれど、古社にて、勸請は、寶龜延暦の頃なりと云ふ。如何あらむ。新田義氏、參籠して祈りし事もありきとぞ。

○大原八幡宮

上久保村にあり。大原足尼命に、八幡宮を併せ祭れり。舊事本紀云、大原足尼命筑紫豐國々造、今、田の字に、八幡免と云ふあり。神田なるべし。

○天満宮

黒田村にあり。相殿に、八幡宮、天疫神鎮り坐り。往昔、神殿度々、鳴動せしかば、文明中、綾塚散久と云ふ人、勅額を願ぎ奉りて、神殿に献りければ、忽、静りたりと云ふ。其の扁額の御文は、表



に三社和光、裏に右願者朝野安寧、國家平穩願主如意、人民豊饒、于時文明十四年壬寅八月廿三日、願主綾塚敬久敬白、とあり。横壹尺貳寸三分、豎壹尺八寸ありきとぞ。文明は後土御門院の御代におはしませり。正兄云、天神社記略に黒田村八幡宮、天満宮、天疫神、右三社

○飯が嶽權現。黒田村にあり。飯が岳權現を勸請せり。旱魃の時、雨を祈れば必、驗ありとぞ。

○飯が嶽權現。御手水村にあり。

○正頭八幡宮。

長尾村にあり。長峽。縣主姓名をの靈に、八幡宮を合せ祭れり。云ふ。此の宮所、即、縣主の家所なり。し由にて、石垣など、今も儼存り。又、村内に、正塚と云ふあり。是れ縣主の墳なり。と云ひ傳へたり。今、田字に染田と云ふあり。昔の神田なるべし。

○百大夫社。

同村にあり。景行天皇の祭り賜ひし神々の社なり。と云ふ。さらば、御紀土蜘蛛を誅ひ賜ひし條に、是、時、禱神、則、志我神、直入物部神、直入中臣神、三神矣、と見わたる。是れなるべし。宇佐宮の末社にも、百大夫殿あり。祭神は同じきや、異なりや。

○國崎八幡宮。

稻光村にあり。國前こさきの臣祖菟名手うなでに八幡宮を合せ祭れり。菟名手は、景行天皇紀、熊襲を討給ふ條に、九月甲子朔戊辰、到周芳



娑磨時、天皇南望之詔群卿曰、於南方烟氣多起、必賊將在、則留之、先遣多臣、祖武諸木、國前臣、祖菟名手、令察其狀、云々、と見ゆる、是れなり。重兄云、苑名手の事蹟は、豊後風土記にも委しく見たり。參照あり。又云、或記に所祭應神天皇云々、とあるは、勿論、謬傳とこそ覺ゆ。今、正月五日に、武者役祭と云へるあるは、軍の先鋒に立たれし人を祭れるなれば成るべし。月は異なれど、九月戊辰は、五日にて祭日と同日なり。扱、此の祭に、往昔は十二番の流鏑馬ありきとぞ。其の次第は、一番、小次郎丸、二番、預り所、三番、須磨園、四番、官司殿、吹田、五番、飛園、上神五郎、七番、小井、赤八番、平、九番、丸、十番、小太郎丸、十一番、安澤、十二番、早田、なり。又、十一月卯日に、鎮在祭あり、神官三十二の、御膳を献りきと云へり。其の次第は、一番、預り所、二番、赤坂、三番、乙丸、二内侍、四番、丸丸、五番、小井、六番、須磨園、七番、上神五郎、八番、小次郎丸、九番、吹田丸、十番、梯田、十一番、下神五郎、十二番、平、十三番、安澤、十四番、飛園、東所別當、十五番、下神五郎、十六番、早田、なり。

五番、筒の座、十六番、早田、なり。

○字原宮

馬場村にあり、菟田庄十一村の氏神なり。今、田字に、築田と云ふあり。此の社の神田なりし。當社の棟札銘文に、奉建立、豊前州京都郡菟田庄、馬場村、宇原八幡宮、寶殿一字、云々、と有り。外記局記、豊前國京都郡雨米の條に、宇原庄見たり。重兄云、祭神、彦火々出見命、鵜草葺不合命、豊玉姬命と、豊前國志に記せれど、まかに有らで、宇佐祭神と同一と、

○小倉宮

與原村にあり、鷓鴣草葺不合尊を祭れり。扱、日本後紀に、延暦廿四年四月甲辰、令諸國奉爲崇道天皇建小倉納正稅冊束并預國忌及奉幣之例、謝怨靈也、とあるを、類聚三代格には、奉崇道天皇、諸國造正倉、取納正稅、と見たり。されば、小倉、正倉は同意なり。日本書紀に屯倉とあるも同じ。解は、田河郡我鹿屯倉の條に、既にいへり。此



地は、かの小倉の在りし處なるが、後に社地とせしにぞあらむ。神名帳山城國乙訓郡に、小倉神社と云ふあり。

○寶積寺

菩提村にあり。上古は、稍大寺なりしとぞ。寶永の際、小倉延命寺靈濟君命を受けて、其の舊蹟に寺を建て、虚空藏菩薩の像を置けりと云ふ。寺の上なる竹林の中に、四十九院の趾あり。

又、田の字に大門屋敷、彼岸田など云ふもあり。重兄云、元暦文治記に、弘勸寺の末寺者、云々、菩提院、(堂前)あり。又、或書に、京都郡菩提村鷲尾山菩提院寶積寺者、天台宗之舊蹟也。正徳元年八月、再興寺院、以龍池山石窟本尊虚空藏安置。此寺云々、記せり。

○曼陀羅寺

下久保村にあり。寺記に云、京都郡下久保村曼陀羅寺者、黒水右京進之建立也。干時元龜二年十一月三日、行壽西堂來開闢焉。乃以曼陀羅爲本尊。曼陀羅者、智之摩也。元龜三年八月七日、本山粟生。光明寺廿五世、顯空和尚、開眼供養之證文有之。天正二年九條

殿御下向、六月廿七日御參詣、詩歌有之、今紛失、云々。又、元龜三年開眼供養の書あり。文に云、當麻曼陀羅之尊像一像、於洛陽西山淨土根元之靈地、元祖法然上人之御廟、本寺光明寺、奉第廿五代住持顯空上人開眼供養者也。皆元龜三年八月七日、顯空書之、安置尊像者、九州豊前國京都郡之内、久保庄黒水右京進所者也。と見たり。寺號は、曼陀羅を本尊とせるに據れり。曼陀羅の事は、歴代編年集成に、天平神護元年十一月廿七日、右大臣從一位藤原豊成、葬後人號、難波大臣、又稱、橫佩大臣、此大臣女號、中將姫、當麻曼陀羅時之願主也。とあり。古今著集聞に、大炊天皇の御時、横佩大臣藤原尹胤といふ賢智の臣侍り。此の寺は、ひり、か、の、巨、大、に、鍾、愛、の、女、あり、云、々、と、あり。此の事、元亨釋書にも、見たり。此の寺に、一莖二花の蓮を藏めたり。舒明天皇、皇極天皇紀等に、劔池に一莖二萼の蓮、生ひたる事、見たり。

○願光寺

福丸村にあり。行基の開基にて、本尊薬師は、行基の作なりと云ふ。往昔は、七堂伽藍ありしとぞ。其の礎石、瓦など、今も、田中



に存れり。舊記にいふ、京都郡黒田郷福丸村。内有古刹、號叡山願光寺。僧行基、經歷諸國之時、草創當寺云、今時所安置之藥師佛、乃行基之刻也。當寺往昔有七堂伽藍。權天正之兵火、悉爲灰燼。其礎今猶在田間云々。扱行基の開基と云ひ傳へたる寺、諸國に甚多かり。其は續紀に、天平勝寶元年二月丁酉、大僧正行基和尚遷化、和尚藥師寺僧、俗姓高志氏、和泉國人也。周遊都鄙、教化衆生、親率弟子、於諸要害處造橋築陂、聞見所、乃咸來如功、不日而成。百姓至今蒙其利焉。時人號曰行基菩薩留止之處、皆建道場。薨時年八十、ご見ぬたればさも有るへし。

○霜田菴

下田村にあり。天永元年(重兄云、天永元年は鳥羽天皇即位元年に重兄と紀元一千七百六十八年なり。)の經簡あり。

○等覺寺

山口村にあり。天平六年、奈良東大寺惠空の開基なりと云ふ。應永戰覽に、等覺寺座主堯賢と云ふ僧、見ぬたり。上宮、白山權現。講堂本尊、十一面觀世音菩薩。左峰、小白山大行事。右峰、老翁宮大已貴命。北山、山王權現、并廿一社。下宮、天形星。御供堂。行者堂。鐘樓。仁王門。戸取明神社。地藏堂。往昔は、子院三百許有り云ふ。今は、四十六坊存れり。

重兄云、舊紀にいふ、京都郡山口村等覺寺、山上宮、白山妙理權現也。講堂本尊、十一面觀音也。左峰、小白山大行事也。右峰、老翁大已貴命也。北山、山王廿一社也。下宮、天形星也。又、祭手力雄命、號戸取神社。又有行者堂、御供堂、鐘樓、二王門、地藏堂等。寺曰普智山正明院。僧坊有、四十六軒。又有妙覺寺等、院也。聖武天皇天平六年、南都東大寺。僧惠空、開此山。一山天台宗、而皆妻帶僧也。



等覺寺、弘仁年中燒失、天長七年、涅槃上人再興之、此故以上人、  
 爲當山中興、至天曆七年、谷之坊覺心さいふの云者、專學修驗法、山中多、  
 爲其徒、同八年、初立祭會式、其後、歷四百廿年、至永和年中、堯賢  
 僧正、大興隆此山、僧徒日繁、子院及三百餘區、云應永中、一山罹  
 兵火、僧徒多戰死、於是、寺務大廢、其後、善住僧正住此山、漸復舊  
 規、善住後、三木院、僧正掌之、至今、當山麓、谷村、有座  
 主屋數之跡、號神護、  
扶桑紀勝にいふ、豊前國、求菩提山、等覺寺、松尾山、倉持山、檜原山、いづれも正月七日の晩  
 に、鬼會と云ふ事を行ふなり。山伏ども、出會して、昔より傳はりたる、恐しき、假面を著て、  
 初には切り合ふまゝにして、後には一人を捕へ、手足を搦め置  
 くことなり、とふるせり。これ、追儼の儀の残れるにや有らむ。

○明護院

谷村にあり、寛治元年、根來寺覺鏝の開基なり、古傳の如意輪、  
 觀音、多門持國の像は、寛文十二年、小倉侯の命に依りて、小倉  
 開善寺に遷し、今當寺に安置せるは、同侯より寄附の佛像に  
 て、むかし、赤松圓心の歸依佛なるよし、寺の記に云へり、今、田の  
 字に惣

門、古門、油田、塔の  
 前、なご云ふあり。

○西恩寺

馬場村にあり、開基は孰たともしれず、往昔は稍、大寺なりけむ、  
 今、田の字に、奥之坊、中の坊、門前など云ふあり、慶安の際、僧傳  
 佐再建せり、扱、昔、最明寺入道北條行脚して、諸國を巡覽せし時、  
 此の寺に來りて、暫く居り、自ら輪の塔を建てたる由、寺の古  
 記に見ゆたり、其の石塔、今、藪の内にあり、因りて此の藪を鎌  
 倉と云ふ、重兄云、當寺は、應永年中、兵火に罹りて、堂舎、僧房、悉く灰燼と成りし、今、廢  
 寺なりと、西恩寺  
 略記に見ゆたり。

因云、此の村の田の字に彌勒寺免と云ふあり、主稅式に、凡、太  
 宰彌勒寺燈分料、以豊前國地子稻三百束、毎年充之、と見ゆた  
 る料の田なりとにや、

○平清經墓